



第三次塩尻市環境基本計画

【令和6年度～令和14年度】



目次

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 基本的事項	1
1 計画策定の背景	1
2 計画策定の目的	1
3 環境基本計画とは	2
4 計画の役割と位置づけ	2
5 計画の期間	4
6 計画の範囲	4
7 推進主体	5
第2節 計画策定の方針等	6
1 策定の方針	6
3 SDGsやパリ協定との関係	8
4 環境保全に関する事項	9
5 地球温暖化対策に関する事項	9
6 再生可能エネルギーに関する事項	11
7 ごみの削減・リサイクルに関する事項	12
8 自然環境に関する事項	13
第2章 施策の展開	14
第1節 市民の意向調査結果(概要)	14
1 環境に関する関心事項について	14
2 地球温暖化に関すること	16
3 生物多様化に関すること	18
第2節 施策の展開	20
1 計画が目指すもの	20
2 施策体系	22
3 共通理念・基本理念設定の背景	23
第3節 共通理念 危機的状況を自覚し、未来への責任を担う環境保全の心を育む	27
1 環境情報の発信、意識啓発	27
2 環境学習機会の充実	28
3 協働による環境保全	29
第4節 基本理念1 地球温暖化の危機を認識し、ゼロカーボンを目指したまちをつくる	30
1 省資源・省エネルギーの促進	32
2 再生可能エネルギー等の有効活用	34
第5節 基本理念2 資源の循環により、地球環境に配慮したまちをつくる	37
1 ごみ減量の促進	38
2 再使用・再生利用の促進	39
3 ごみ処理施設の適正な運営	40
4 森林の管理・環境整備の推進	41
5 木質バイオマスエネルギーの普及拡大	42
6 木育の推進	42
7 農業の多面的機能の保持	43
第6節 基本理念3 安心して生活できる環境をまもる	44
1 水資源・水環境の保全	45

2 生活公害の防止	46
3 放射能対策	47
4 生活環境の保全促進	47
5 空き地、空き家等の適正管理	48
6 美しい景観の保全、形成	50
第7節 基本理念4 豊かな自然環境が維持されているまちをつくる	51
1 身近な自然環境の保全	52
2 自然公園等の保全	54
第3章 計画の実現に向けた体制づくり	55
第1節 推進体制	55
第2節 進行管理	56
第3節 施策の実施状況の公表と評価	57
第4章 環境への配慮行動	58
第1節 市民が行う環境への配慮行動について	58
1 エネルギーの節約・効率化	58
2 リサイクル	58
3 エコライフ	58
4 水の節約	59
5 自然保護	59
6 環境教育	59
第2節 事業者が行う環境への配慮行動について	60
1 エネルギーの節約・効率化	60
2 廃棄物の削減・リサイクル	60
3 環境保全活動	61
4 サプライチェーンの環境管理	61
5 持続可能な経営	62
第5章 資料	63
塩尻市環境審議会名簿	63

第1章 計画の基本的事項

第1節 基本的事項

1 計画策定の背景

「第二次塩尻市環境基本計画」は、2014年度に策定され、その目標年度はその9年後にあたる2023年度としていました。この期間に、環境に関わる様々な状況が変化したため、塩尻市（以下、「本市」とします。）ではこれらの状況の変化を踏まえつつ、これまで以上に総合的・計画的に環境への取組を推進していくために、計画の見直しを図りました。

見直しの過程で、市民の意見やニーズを正確に把握するため、市民アンケートと意向調査を実施しました。これにより、市民の環境に対する意識や期待、要望が明らかになり、それを基にした具体的な行動計画を策定しました。

市民、事業者、行政が協働することで、環境保全活動がより効果的に展開され、持続可能な社会の実現に寄与します。事業者の環境配慮型の経営や、市民の環境に優しい生活様式の採用、そして行政の適切な政策と支援が、環境と人々の共生を可能にします。

第三次塩尻市環境基本計画（以下、「本計画」とします。）の策定は、これら三者が協力し合い、持続可能で、生態系を守りながら発展していくための重要なステップです。市民一人一人の意識改革と行動、事業者の社会的責任の実践、そして行政のリーダーシップが、本市の未来を切り開く鍵となります。

2 計画策定の目的

塩尻市は、1998年1月に、豊かな自然環境を将来にわたり守っていくため、すべての市民の参加と協力のもと、自然と人が共生できる環境の保全に取り組んでいくことを定めた「塩尻市環境基本条例」を制定しました。塩尻市環境基本条例では、環境の保全により現在及び将来の市民の健康で文化的な生活を確保するため、3つの基本理念を掲げています。本計画は、この理念の実現を目指して、本条例に基づいて策定されたもので、本市の環境の保全を市民・事業者・市が協力して総合的かつ計画的に推進していくことを目的としています。

塩尻市環境基本条例の基本理念

- 1 環境の保全は、自然の恵みがすべての市民の健康で文化的な生活に欠くことができないものであることを認識し、将来にわたって、豊かな自然が保護及び育成されるよう行われなければならない。
- 2 環境の保全は、地球の資源が有限であり、自然の回復能力にも限りがあることを認識しつつ、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築し、自然と人が共生していくことを目的として行われなければならない。
- 3 地球環境の保全は、すべての生物の生存基盤を確保する上で極めて重要であることを認識し、人類共通の課題として、すべての者の参加と国際的な協調の下に積極的に推進されなければならない。

3 環境基本計画とは

近年、私たちの周りでは、地球温暖化の影響に伴う気候変動によると考えられる災害が多発し、開発や乱獲・外来生物の侵入などによる生態系への影響、マイクロプラスチック¹による海洋汚染など、さらなる環境問題が発生し、その深刻さは増しています。

環境基本計画とは、環境分野における基本となる計画です。環境の保全に関する長期的な目標を定めるとともに、環境分野の個別計画等に施策の基本的方向を示し、諸施策を総合化・体系化することで、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る役割を担っています。また、市の将来像を示したり、環境に関する具体的な方向性を定めたり、それを達成するための具体的な対策を示すものです。



出典：塩尻市観光協会ホームページ

高ボッチ高原

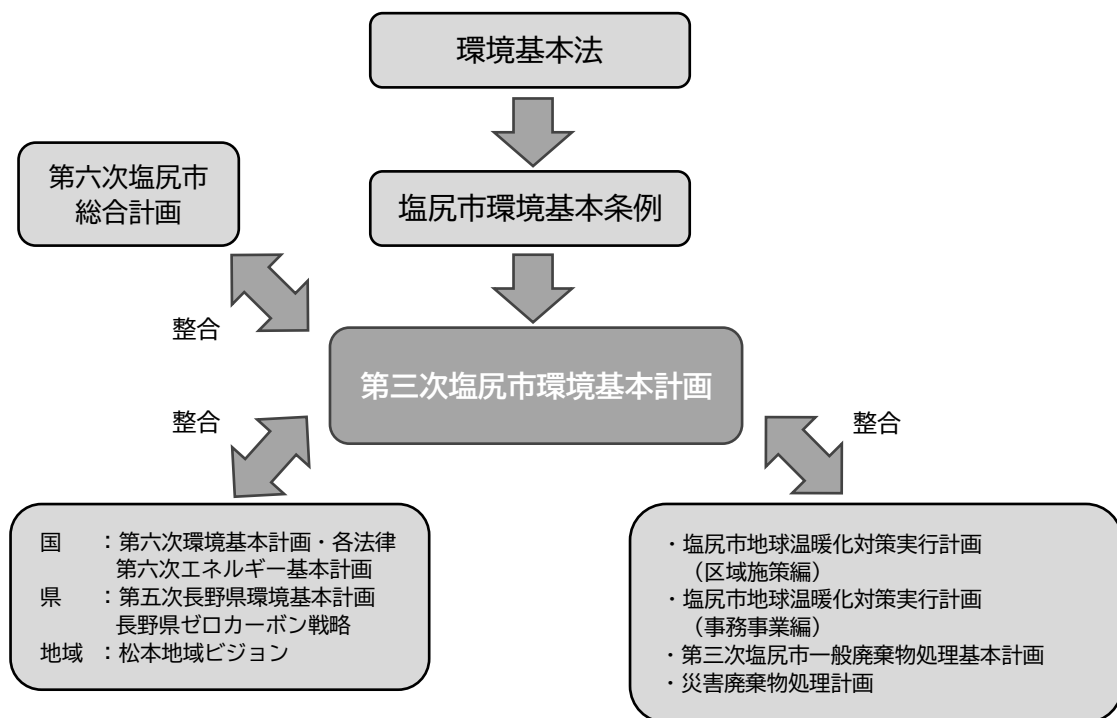
4 計画の役割と位置づけ

「第三次塩尻市環境基本計画」は、「塩尻市環境基本条例」第6条の規定に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。また、市の上位計画である「第六次塩尻市総合計画」の分野別行動計画として環境面を具体化する計画であり、環境施策を推進するための基本方針となるものです。本計画には、地球温暖化問題に対し積極的かつ効率的に取り組むため、地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）や、個別計画である「塩尻市一般廃棄物処理基本計画」等、関連する計画との整合・連携を図りました。

¹ マイクロプラスチックとは、5mm未満の微細なプラスチックのことで、海洋や湖沼などの水域に放出され、海洋生物などに摂取される可能性があります。

塩尻市環境基本計画の役割

- 「第六次塩尻市総合計画」を環境面から支える。
- 環境施策の基本的な考え方を示し、総合的かつ計画的な施策の展開を図る。
- 目標を設定し、達成状況の把握及び点検を行う。
- 環境保全のために市民・事業者・市が果たすべき役割を明らかにする。



上記のほかに、第三次環境基本計画に関連のある市の計画

- 塩尻市都市計画マスタープラン
- 塩尻市森林整備計画 など

5 計画の期間

本計画の期間は、「第六次塩尻市総合計画」の期間と整合させ、2024年度を初年度とし、2032年度を最終年度とした9年間としました。また、本市を取り巻く環境や社会経済状況の変化等を踏まえ、3年ごとに施策や目標値の見直しを検討します。

	2024年度～		2032年度			
第三次塩尻市環境基本計画 第六次総合計画長期戦略	9年					
	2024年度～		2027年度～		2030年度～	
第六次総合計画 中期戦略	3年		3年		3年	

6 計画の範囲

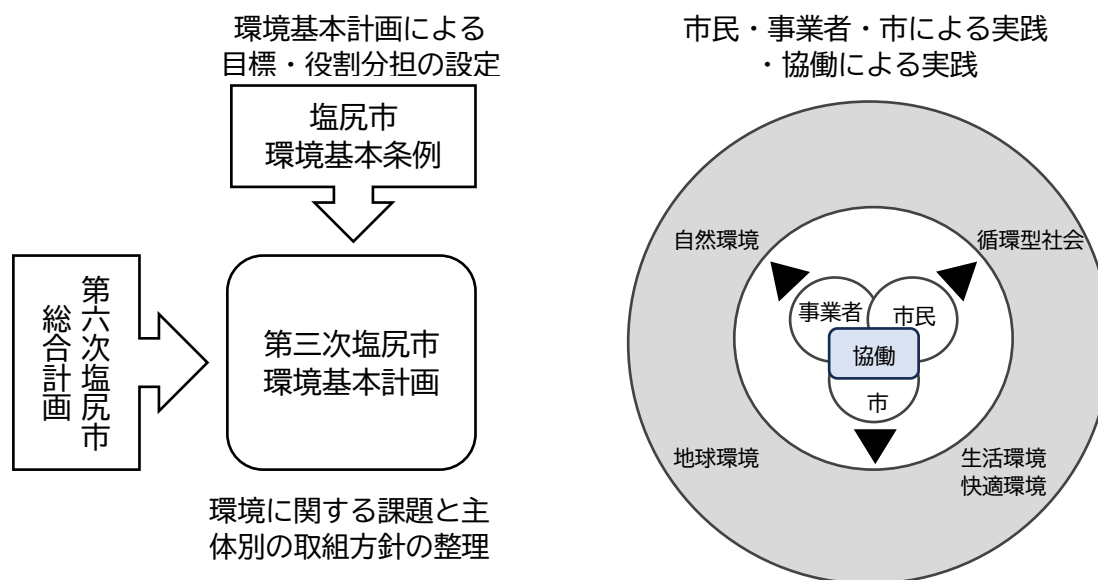
本計画が対象とする地域は、本市全域とします。

私たちを取り巻く環境は、大気質や水質、騒音、悪臭等公害問題、自然環境の保全、廃棄物問題、景観の保全等から地球環境問題まで幅広く、それぞれが関連しています。計画推進のために共通する取り組みを「環境教育・学習及び協働」とし、対象とする環境の範囲を、「地球環境」、「循環型社会」、「生活環境」、「快適環境」、「自然環境」とします。

環境教育・ 学習及び協働	次の各環境等に対する、市民・事業者・市の意識啓発や学習活動、市民・事業者・市の協働による環境保全
地球環境	地球温暖化等、地球規模の環境や省資源・省エネルギー、再生可能エネルギーの導入促進
循環型社会	ごみの発生を抑制し、資源循環することで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減する社会
生活環境	大気、水、土壌、騒音等生活するうえで関わる環境
快適環境	緑に親しめる生活空間、歴史的町並み等快適性に関わる環境、良好な景観
自然環境	野生生物の生息環境や森林、水辺等の生態系を含めた環境

7 推進主体

塩尻市環境基本条例では、環境を保全していくための市民・事業者・市の責務を定めています。本計画では、市民・事業者・市の各主体が、条例に定められた責務を認識するとともに、協働により環境保全への取り組みを実践していくことを目指します。



塩尻市環境基本条例（抄）

（市の責務）

- 第3条 市は、環境の保全に関し、市民の意見を尊重して、地域の自然的社会的特性に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。
- 2 市は、環境の保全に関する施策を実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体との連携を図り、協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

- 第4条 事業者は、事業活動に伴って生ずる公害その他環境の汚染を防止するとともに、当該事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への影響を最小限に抑えるよう必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

（市民の責務）

- 第5条 市民は、日常生活において、資源及びエネルギーを有効利用し、廃棄物の発生を抑制すること等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全に自ら努めるとともに、地域における環境の保全に関する取組を推進し、及び市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

第2節 計画策定の方針等

1 策定の方針

第三次塩尻市環境基本計画の策定は、「第六次塩尻市総合計画」の策定に合わせて実施し、これまで実施してきた計画の良い点は継承しつつ、さらに取り組みを進めるべき点は新たに目標を定め、以下の項目に着目し、施策や指標の目標値の設定を行いました。

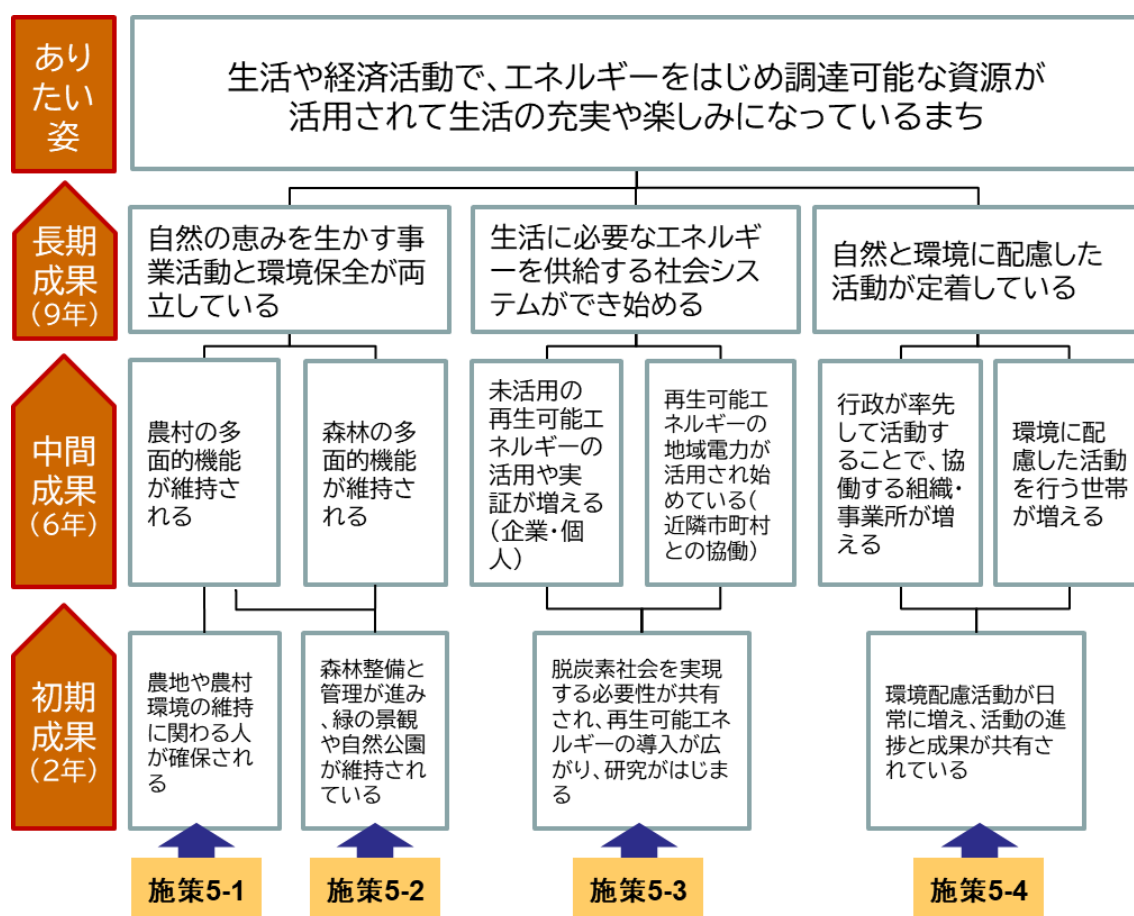
(1) 第六次塩尻市総合計画との整合

「第三次塩尻市環境基本計画」は、「第六次塩尻市総合計画」が目指す都市像の実現に向け、環境面の施策を推進する役割を担っています。このため、「第六次塩尻市総合計画」と施策の整合を図りました。

◆第六次塩尻市総合計画の目指す都市像

多彩な暮らし、叶えるまち。ー田園都市しおじりー

◆第六次塩尻市総合計画における「環境・気候」分野におけるありたい姿を実現するためのステップ



(2) 地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)の取り扱い

「地球温暖化対策の推進に関する法律」の規定に基づき、2023年7月に改定した「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」との整合性を図りました。

(3) 施策の内容及び指標の目標値の検討

各目標の達成状況を踏まえ、施策の主な取り組みを見直しました。

(4) 進捗状況の把握及び定期見直しへの反映

塩尻市役所環境マネジメントシステムに示されたPDCAサイクルを用いて進捗管理を行い、取り組み状況や課題を「塩尻市環境白書」として毎年公表しました。

第三次塩尻市環境基本計画の策定にあたっては、関係各課にヒアリングを行い、今までの取り組み状況、目標の達成状況、課題の解決状況を総括して本計画に反映しました。

(5) 環境に関する社会情勢の変化

2015年度に第二次環境基本計画を策定してから9年が経過し、地球温暖化による気候変動や、生物多様性のさらなる重要性の認識など、環境を取り巻く様々な情勢が変化しました。本市では、これらの状況の変化を踏まえつつ、これまで以上に総合的・計画的に環境への取組を推進していくために、計画の見直しを図りました。

また、国では、2016年12月に「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」を決定しました。これに伴い、自治体においてもSDGs達成に向けて促進が求められています。

3 SDGsやパリ協定との関係

近年、環境に関して最も大きな動きがあったのは、平成27（2015）年であると考えられます。地球規模の環境の危機を反映し、持続可能な開発目標（SDGs）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や「パリ協定」の採択など、世界を巻き込む国際的合意が立て続けになされた、転換点ともいえる1年でした。パリ協定の発効を受けて世界が脱炭素社会に向けて大きく舵を切り、ESG投資²などの動きが拡大している潮流を踏まえれば、今こそ、新たな文明社会を目指し、大きく考え方を転換していく時に来ていると考えられます。

本計画はSDGsやパリ協定採択後に初めて策定される環境基本計画となることを認識し、国際・国内情勢への確に対応した計画とします。また、一見すると環境に関係のないように見える取組であっても、資源を効率的に使っている、低炭素であるなど、実は環境に良い効果も持ち合わせている取組も少なからず存在します。そのような「気付き」を与えることも、環境・経済・社会の統合的向上の普及に資するものであり、本計画の果たすべき役割の1つです。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



<17の目標（ゴール）>

- | | |
|--|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ 2. 飢餓をゼロに 3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する 4. すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する 5. ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る 6. すべての人々に水と衛生へのアクセスを確保する 7. 手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する 8. すべての人々のための包摂的かつ持続可能な経済成長、雇用およびディーセント・ワークを推進する | <ol style="list-style-type: none"> 9. レジリエントなインフラを整備し、持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る 10. 国内および国家間の不平等を是正する 11. 都市を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする 12. 持続可能な消費と生産のパターンを確保する 13. 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る 14. 海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する 15. 森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る 16. 公正、平和かつ包摂的な社会を推進する 17. 持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化 |
|--|--|

出典：国際連合広報センターホームページ

図1.1 持続可能な開発目標（SDGs）における17のゴール

² ESG投資とは、環境（Environment）、社会（Social）、企業ガバナンス（Governance）の基準を考慮した投資のことです。ESG投資では、投資家が投資先の企業がESGの基準を満たしているかを確認し、その企業を投資するかどうかを決定します。

4 環境保全に関する事項

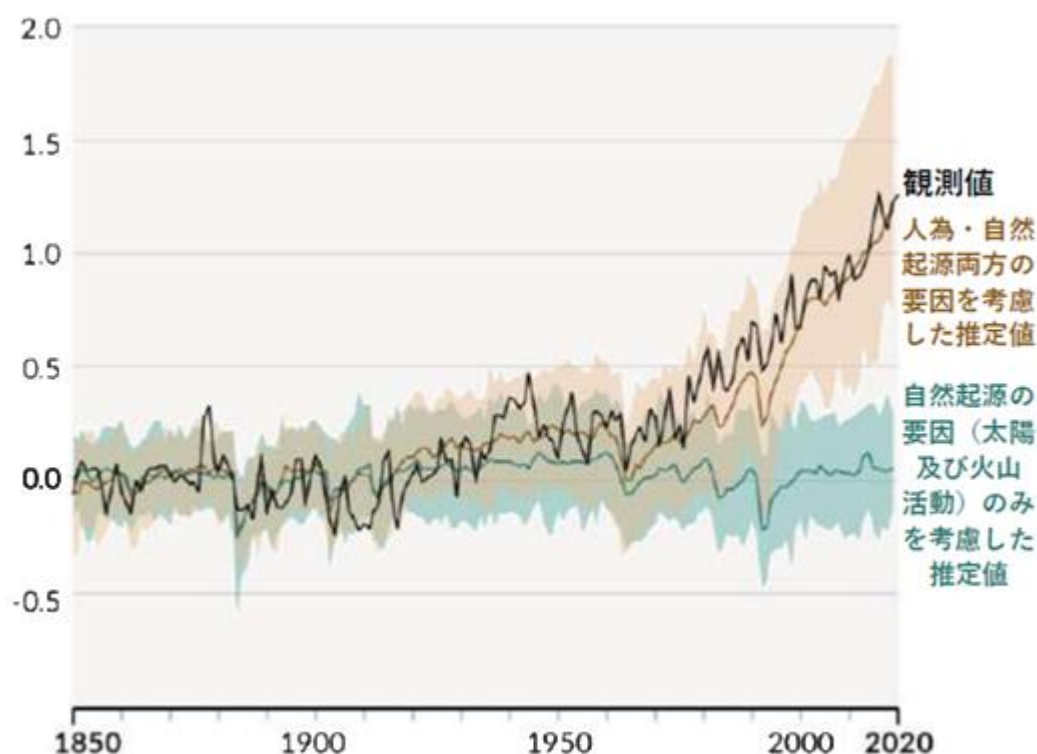
環境の保全は、全ての人々や事業者が互いの人権を尊重し、自発的に取り組む必要があります。これは、緑豊かで安らぎのある環境を次の世代に良好な状態で継承するため、また地域の生態系の健全性を維持し、自然と人の共生を確保するためです。環境保全の取り組みは、未然に環境の支障を防ぎ、環境に優しい循環型社会の構築を目指すべきです。これらの取り組みは、全ての事業活動や日常生活において着実に推進され、自然と人との豊かな触れ合いを保ちながら、地球環境の保全を実現するものでなければなりません。

5 地球温暖化対策に関する事項

以下の図に示すように、石油等の化石燃料の大量消費は、温室効果ガスである二酸化炭素の暴発的な排出を招いており、その結果、地球規模での気候変動を加速させています。

集中豪雨や干ばつなどの異常気象が頻発・激甚化する等、地球温暖化に伴う環境破壊が深刻な影響を及ぼしています。また、人類共通の生存基盤である地球環境は急激に崩壊しつつあり、私たちの生活に直撃する危機的状況が迫っています。

地球温暖化を防止し持続可能な社会を実現するためには、温室効果ガスの大幅削減が喫緊の課題です。再生可能エネルギー技術の育成や省エネ行動の徹底など、官民挙げての緊急対策が求められています。一人ひとりが自覚を持って行動変容を図るとともに、産業構造の転換を強力に推し進める必要があります。

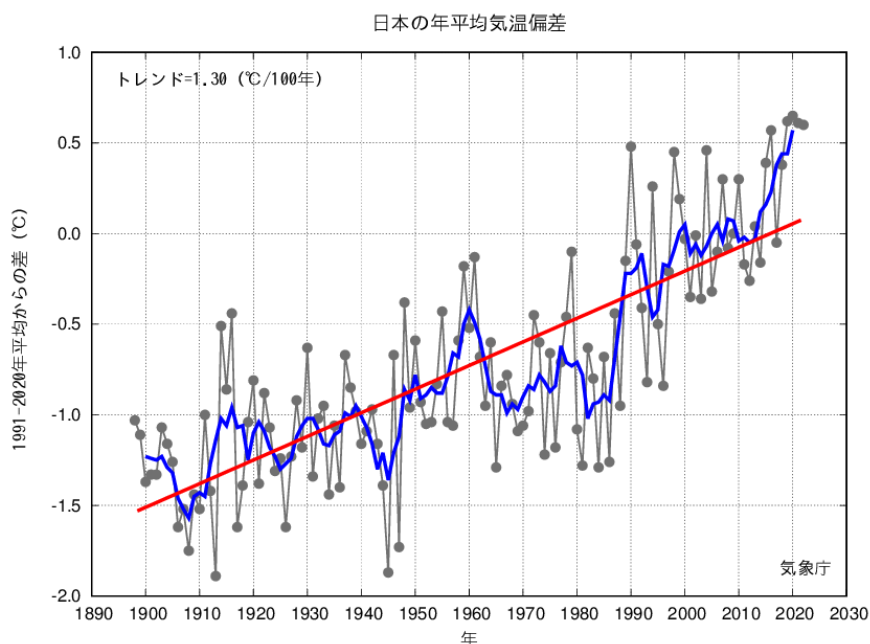


出典：IPCC第6次評価報告書

図 1-2 地球全体の二酸化炭素濃度の経年変化（1885年～2020年）

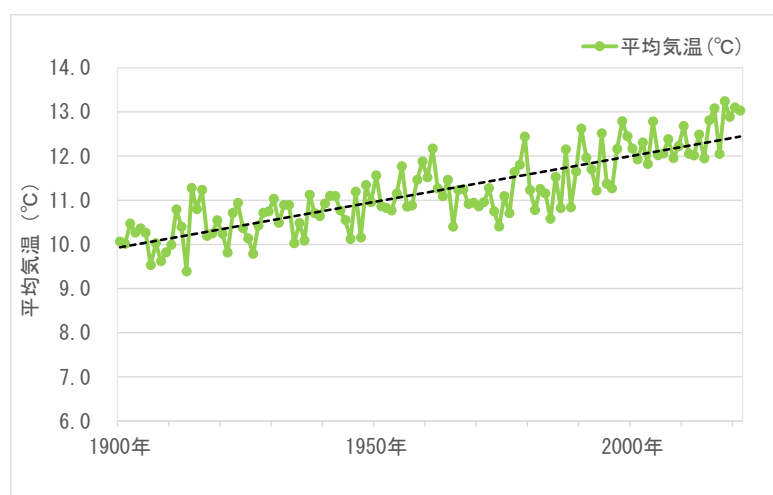
また、2022年の日本の平均気温の基準値（1991～2020年の30年平均値）からの偏差は+0.60℃で、1898年の統計開始以降、4番目に高い値となりました。日本の年平均気温は、様々な変動を繰り返しながら上昇しており、長期的には100年あたり1.30℃の割合で上昇しています。特に1990年代以降、高温となる年が頻出しています。

日本全体と同様に、本市の年平均気温も上昇傾向となっています（気象庁の観測データによる）。過去10カ年（2012～2021年）の平均気温は12.7℃でした。平均的にみても観測開始時よりも2.0℃以上、上昇しています。更に近年は日最高気温が30℃以上と観測された日数が増加する傾向にあります。



資料：気象庁

図 1-3 日本の年平均気温の平年差の経年変化

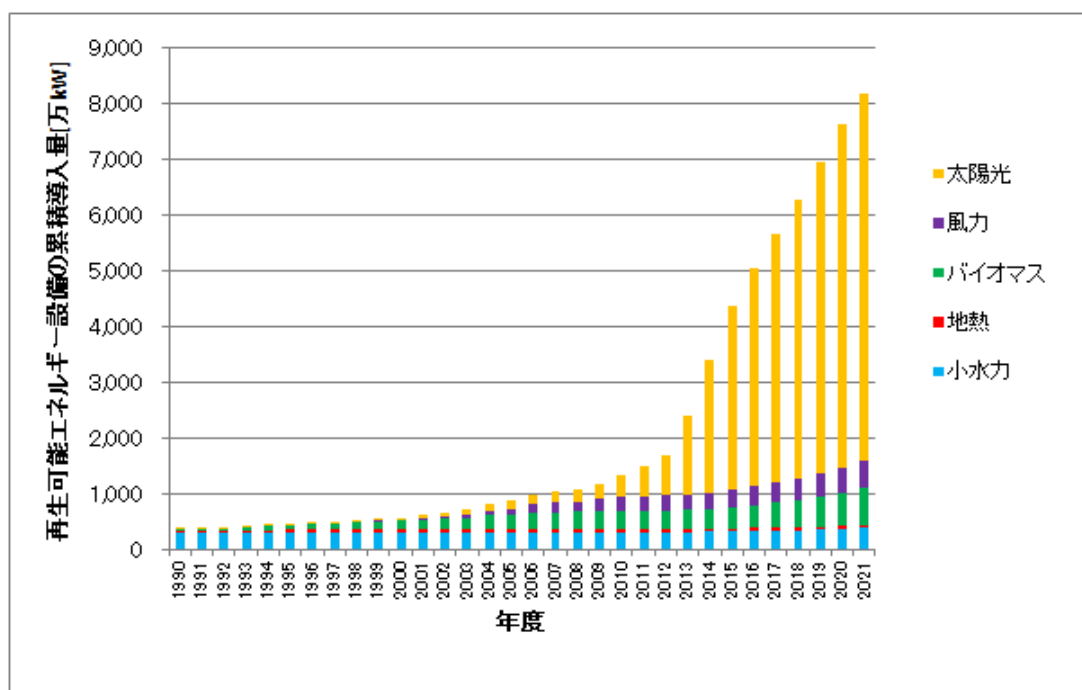


注：松本特別地域気象観測所のデータを基に作成。

図 1-4 1900年から2021年までの塩尻市近郊の年平均気温

6 再生可能エネルギーに関する事項

1990年代は、国内の自然エネルギーは大規模水力発電が主力でそれ以外の導入量はとても小さいものでした(500万kW程度)。2000年台に入り、2003年からRPS制度により一部の「新エネルギー」の導入が進み、2009年からは太陽光の余剰電力に対するFIT制度がスタートして、2011年度までには大規模水力発電以外の自然エネルギー発電設備も3倍程度になりました(1500万kW程度)。全量全種を対象としたFIT制度により、太陽光発電は2011年度から2021年度の10年間で設備容量は約12倍の6600万kWとなり、自然エネルギー発電設備(大規模水力を除く)は約8200万kWに達しました。その中で、風力発電の累積導入量は480万kW(ほとんど陸上風力)で、10年間で約1.9倍となりましたが、太陽光発電の設備容量の14分の1に留まっています。バイオマス発電の累積導入量は約660万kWで、10年間で木質バイオマスを燃料とする設備が増加して約2倍となっています。地熱発電および小水力発電については、小規模な設備の新規導入が進みましたが、リプレースも多く、地熱発電は約55万kW、小水力発電は約400万kWと累積導入量はほとんど増加していません。



資料：ISEP(環境エネルギー政策研究所)

図 1-5 日本国内の自然エネルギー発電設備(大規模水力を除く)の累積導入量の推移

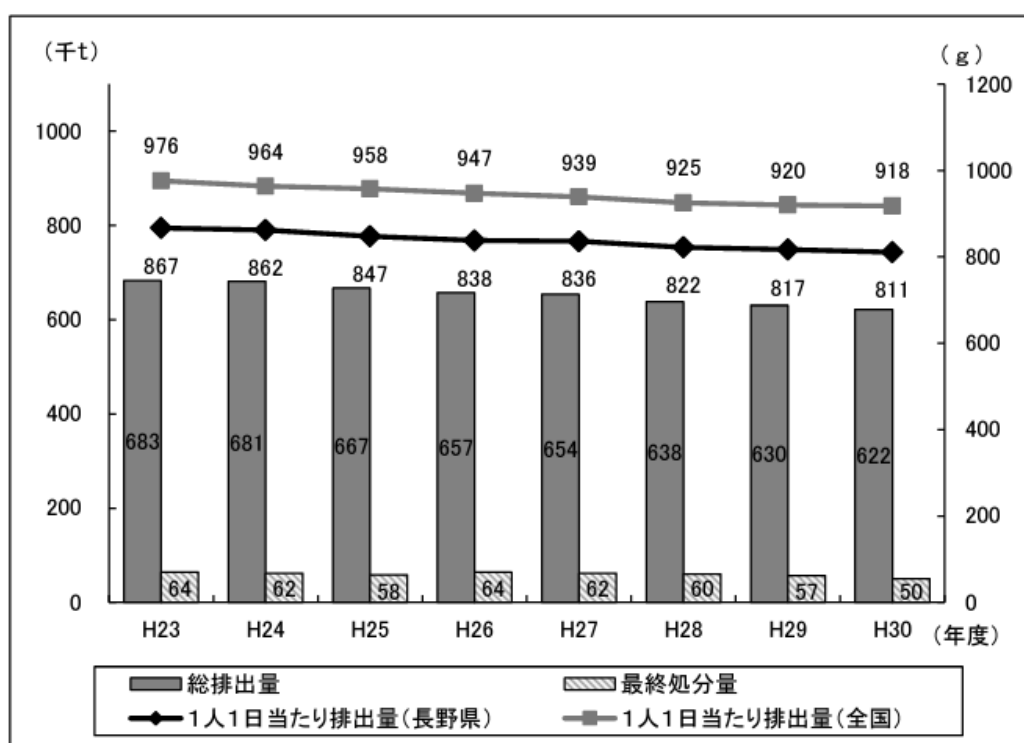
2009年に500kW未満の太陽光を対象に余剰電力買取制度が開始されて以降、大規模水力を除く再生可能エネルギー等による設備容量の年平均伸び率は5%から9%に上昇しています。

2012年7月に固定価格買取制度が開始されて以降は、設備容量は年平均29%上昇しています。

7 ごみの削減・リサイクルに関する事項

我が国においては、大量生産・大量消費・大量破棄を基調としたこれまでの社会経済システムやライフスタイルは見直されてきていますが、ごみの発生抑制や3R（リデュース・リユース・リサイクル）については、更に取り組みを進めていく必要があります。

本市のごみの総排出量は、2005年10月の一般家庭のごみ処理有料化以降減少し、近年も減少傾向で推移しています。ごみと資源を分別し、資源の再使用を一層進めること等により、家庭ごみ排出量を更に減少させていくことや、事業系ごみの排出量を減少させていくことが求められています。



資料：長野県

図 1-6 ごみ排出量の推移（全国・長野県）

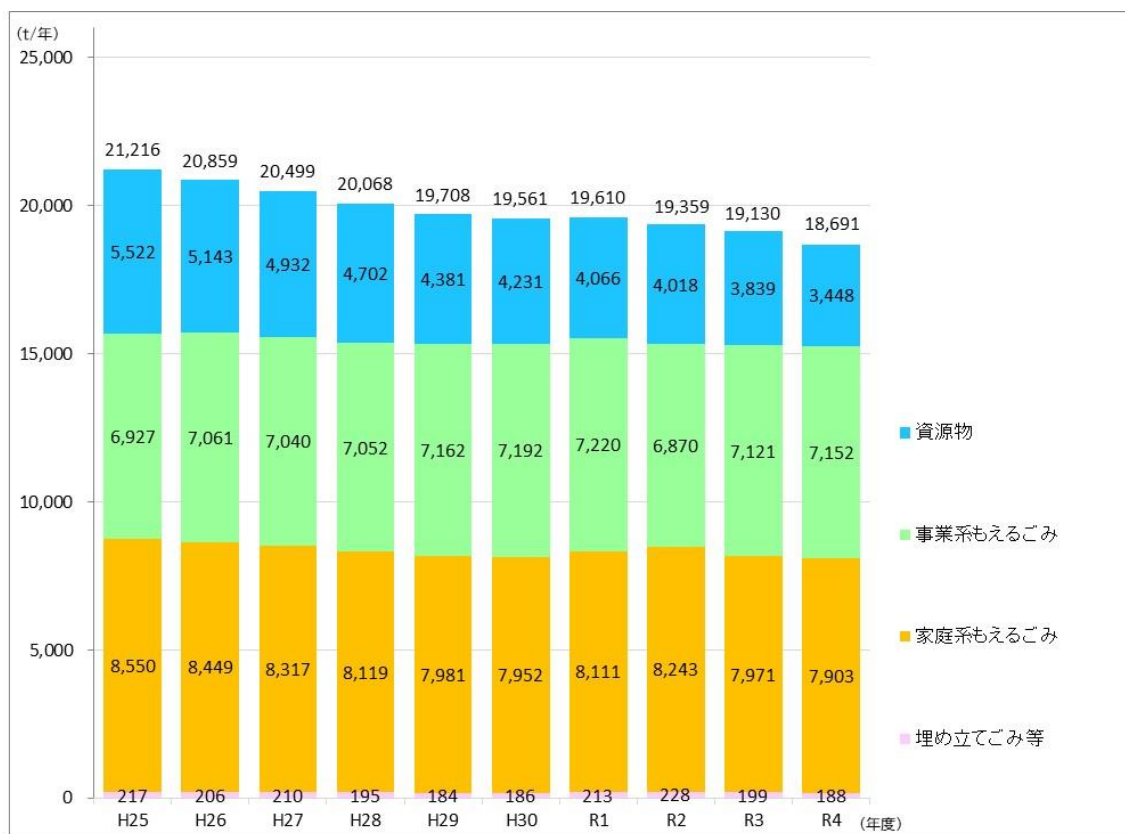


図 1-7 ごみ排出量の推移（塩尻市）

8 自然環境に関する事項

将来にわたり自然の恵みを享受していくためには、生物の多様性を維持し、豊かな自然環境を守っていくことが重要です。我が国では、2023年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」が閣議決定され、地球規模でも生物多様性の保全と持続可能な利用の実現を目指し、取り組みが進められています。

本市は市街地周辺に里地里山環境が多く残されています。この環境は、人が農林水産業に携わりながら維持、管理することで保ってきた日本特有の自然環境で、多くの生物が生息し、生物多様性の確保という観点からその保全が重要視されています。

しかし、今日では人々を取り巻く社会情勢の変化に伴い生活との関わりが薄れ、またこれまで管理を行ってきた人々の高齢化により、十分な管理が行き届かずに衰退しつつあるのが現状です。

また、これまでに塩尻市レッドデータブックの策定（2006年）や自然調査を行ってきました。

さらに、高ボッチ高原においては、外来生物を駆除し、貴重な動植物の保護や自然環境の保全活動を行っておりますが、美しい景観と眺望により、近年、市外から訪れる人も増加し、車等に付着して新たな外来生物が持ち込まれたり、ごみのポイ捨てなどが問題となっています。

第2章 施策の展開

第1節 市民の意向調査結果（概要）

有効な施策を検討するにあたり、事前に市民アンケートをとりました。

1 環境に関する関心事項について

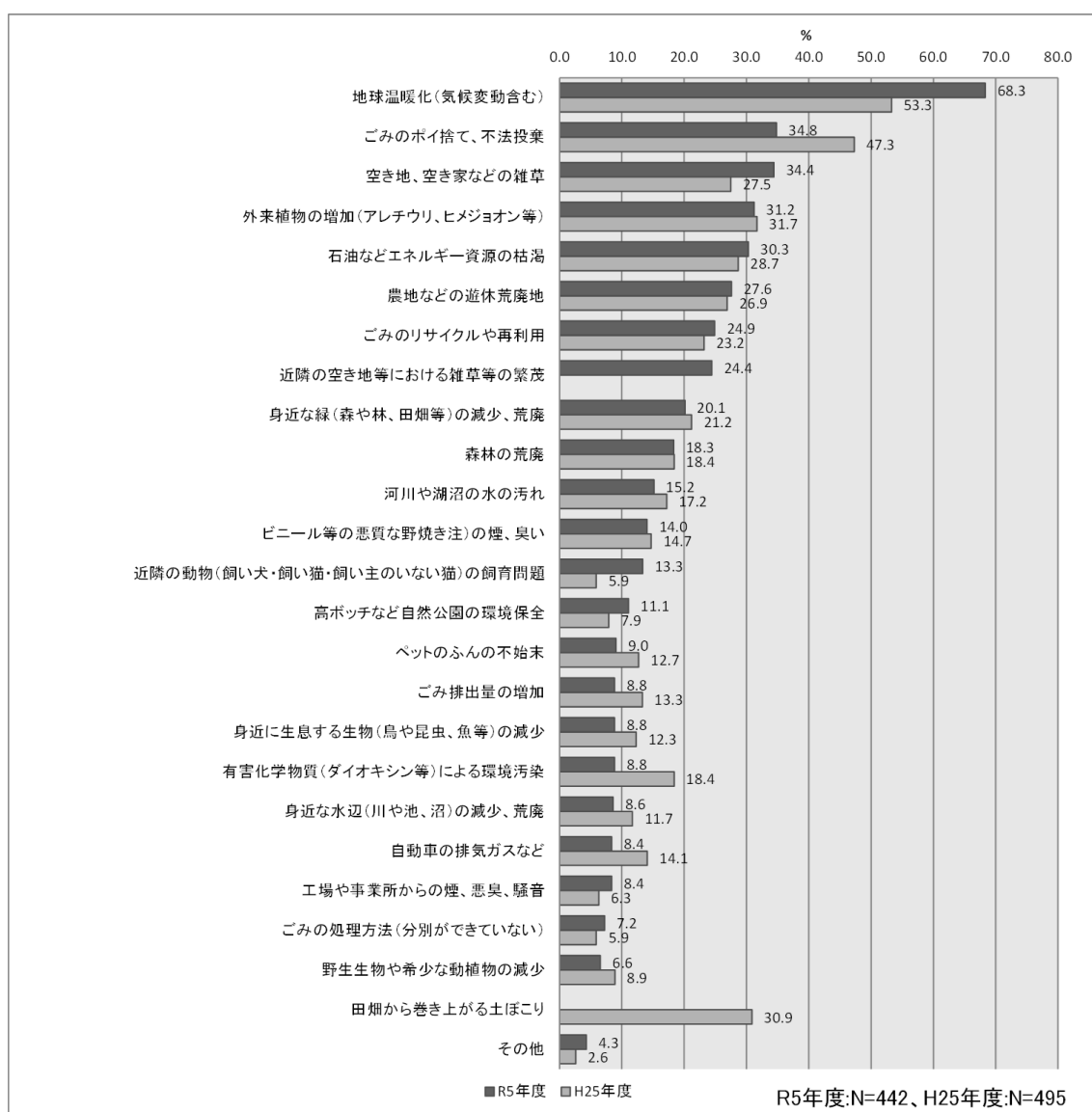
地球温暖化、ごみのポイ捨て・不法投棄、空き地・空き家などの雑草、外来植物の増加、石油などエネルギー資源の枯渇などに関心が高いようです。

3-2 あなたが気になっている環境問題は何ですか。次の1～24の全項目の中からあてはまるものを5つまで選んで、番号に○をつけてください。

【まとめ】

関心を持たれている環境問題は、「地球温暖化（気候変動含む）」が68.3%(H25年度より+15ポイント)で特に大きく、「ごみのポイ捨て、不法投棄」が34.8%(H25年度より-12.5ポイント)で順位は変わらずですが大きく減少しています。続いて、「空き地、空き家などの雑草」が34.4%(H25年度より+6.9ポイント)、となっています。

また、今回新しく加えた「近隣の空き地等における雑草等の繁茂」に関しては4分の1近い回答が得られており、「空き地、空き家などの雑草」とともに雑草に関する関心が増加しています。



2 地球温暖化に関すること

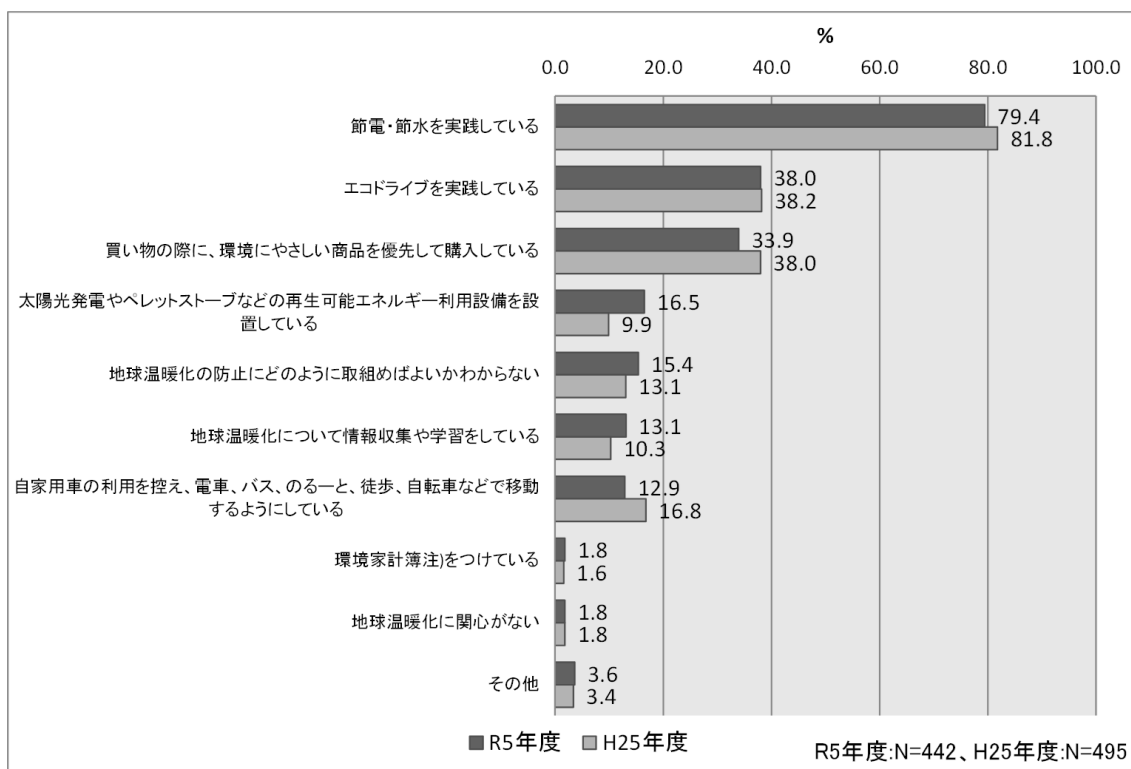
地球温暖化対策として市民が行っていることは、節電・節水が特に多いという結果となりました。

5-1 あなたやあなたのご家庭における地球温暖化の防止や資源・エネルギーの節約、再生可能エネルギーの利用について、どのようなことに取組んでいますか。次の中からあてはまるもの全てを選んで、番号に○をつけてください。

【まとめ】

市民の取組については、多い順に「節電・節水を実践している」が79.4%(H25年度より-2.4ポイント)、「エコドライブを実践している」が38.0%(H25年度より-0.2ポイント)、「買い物の際に、環境にやさしい商品を優先して購入している」が33.9%(H25年度より-4.1ポイント)となっています。

上記の設問に関してはH25年度との大きな変化は見られませんが、「太陽光発電やペレットストーブなどの再生可能エネルギー利用設備を設置している」が16.5%(H25年度より+6.6ポイント)とやや大きく増加しており、再生可能エネルギーの導入が増加していることが見て取れます。

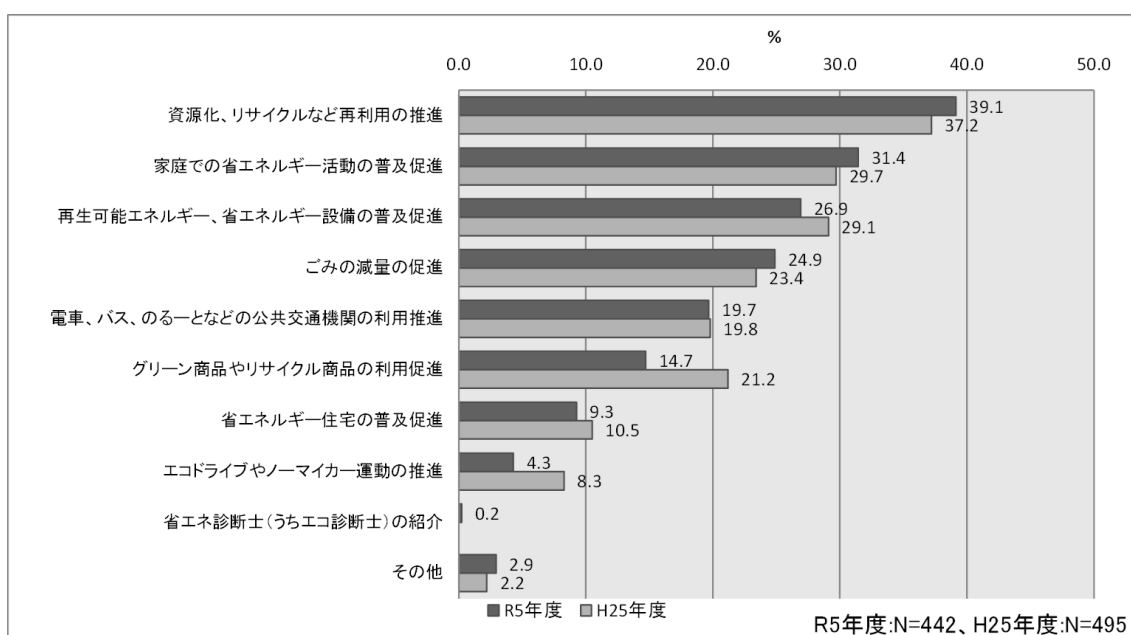


地球温暖化対策を進めるため市に望むことは、資源化、リサイクルなど再利用の推進や家庭での省エネルギー活動の普及促進が多いことがわかりました。

5-2 地球温暖化対策を進めるため、市に望むことは何ですか。次の中からあてはまるものを2つまで選んで、番号に○をつけてください。

【まとめ】

市に望まれる地球温暖化対策については、多い順に「資源化、リサイクルなど再利用の推進」が39.1%(H25年度より+1.9ポイント)、「家庭での省エネルギー活動の普及促進」が31.4%(H25年度より+1.7ポイント)、「再生可能エネルギー、省エネルギー設備の普及促進」が26.9%(H25年度より-2.2ポイント)となっています。



3 生物多様化に関すること

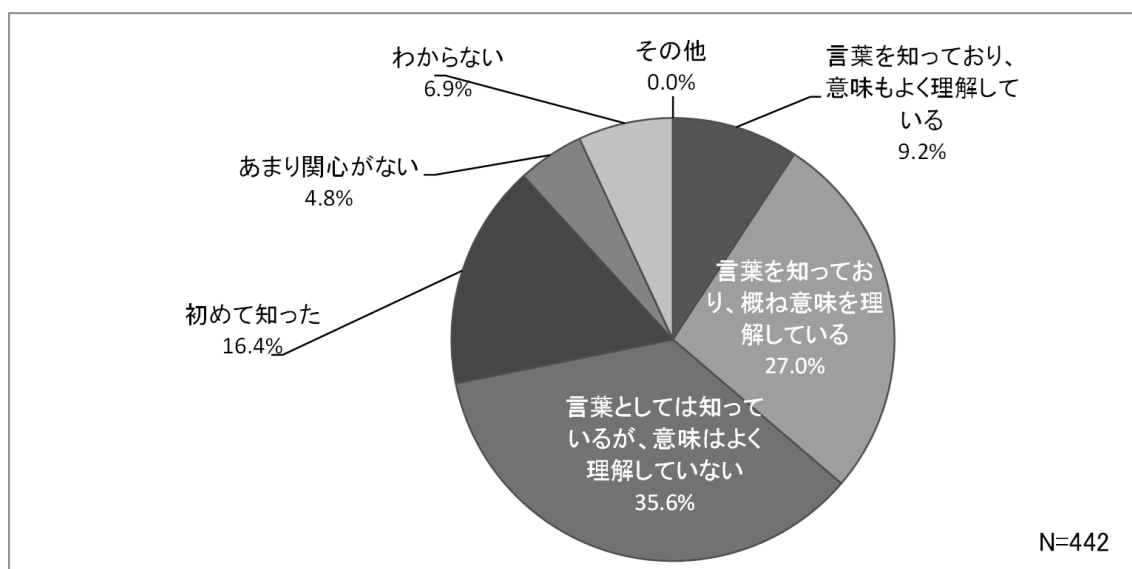
生物多様性という言葉の普及は進んでいませんが、アレチウリなど外来種の具体的なことについてはある程度浸透していることがわかります。

7-6 あなたは、生物多様性という言葉とその内容を知っていましたか。次の中からあてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。【新設】

【まとめ】

生物多様性という言葉とその内容については、多い順に「言葉としては知っているが、意味はよく理解していない」が35.6%、「言葉を知っており、概ね意味を理解している」が27.0%、「初めて知った」が16.4%となっています。

「言葉を知っており、意味もよく理解している」と「言葉を知っており、概ね意味を理解している」を合わせて、意味を理解している人はおよそ3分の1程度しかおらず、言葉の意味が浸透していないことが見て取れます。

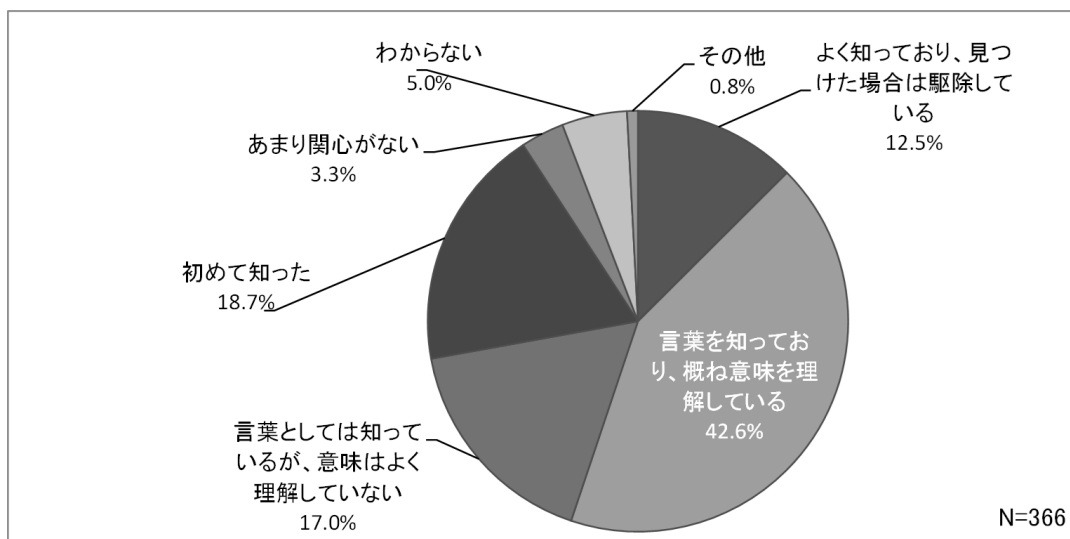


7-7 オオキンケイギクやアレチウリ、ヒメジョオン等の外来植物が塩尻市に本来生息する植物を駆逐することにより、生物多様性が失われていくことをご存じでしたか。次の中からあてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。【新設】

【まとめ】

外来種により生物多様性が失われていくことについては、多い順に「言葉を知っており、概ね意味を理解している」が40.5%、「初めて知った」が19.5%、「言葉としては知っているが、意味はよく理解していない」が18.4%となっています。

「よく知っており、見つけた場合は駆除している」と「言葉を知っており、概ね意味を理解している」を合わせると半分以上の人が理解しており、7-6の結果とは反対に、対象が具体的であると内容の理解度も増しているように考えられます。

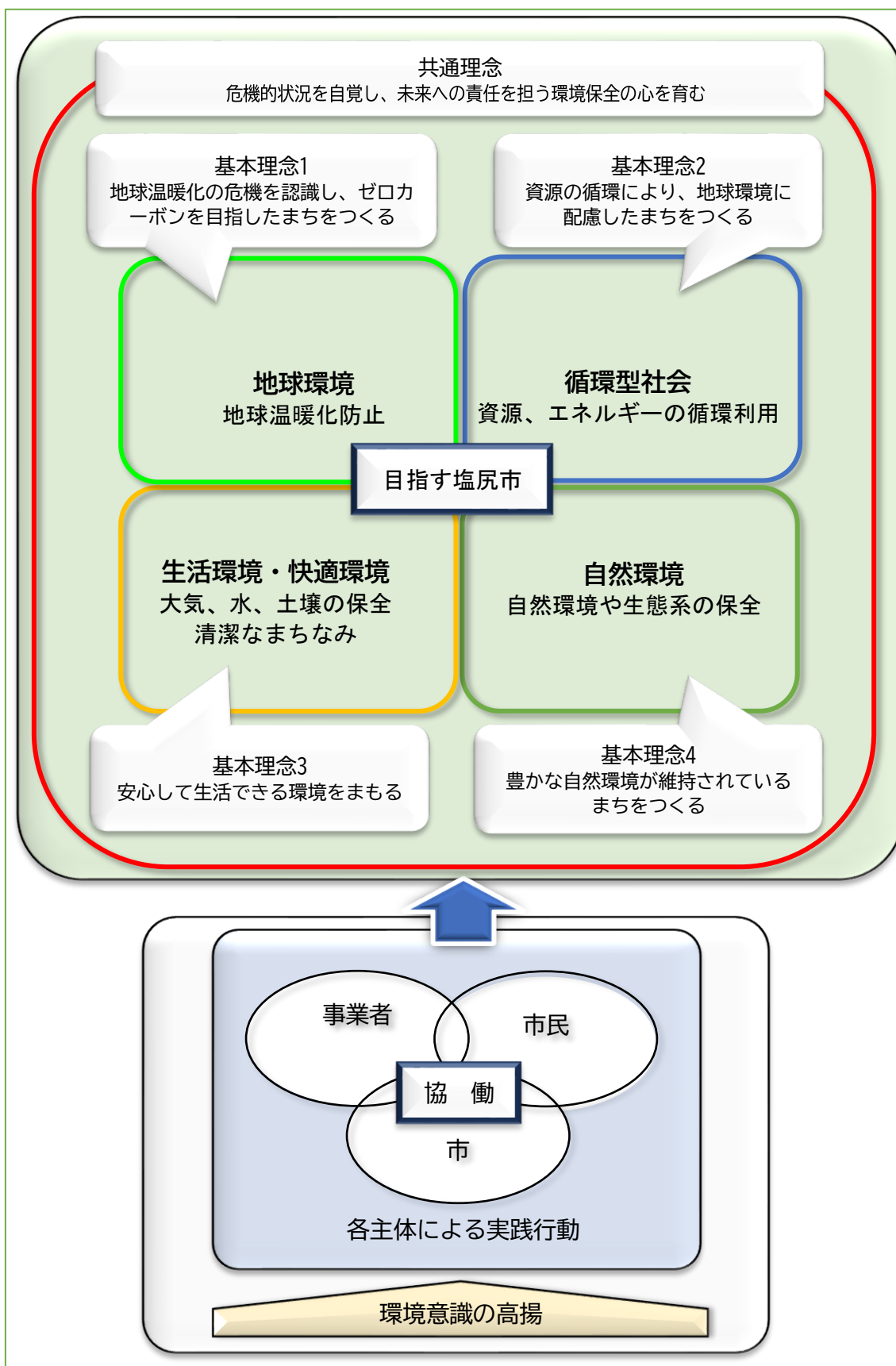


第2節 施策の展開

1 計画が目指すもの

本計画は、第六次塩尻市総合計画の目指す都市像「多彩な暮らし、叶えるまち。—田園都市しおじり—」の実現に向けた施策・事業を環境面から推進し、進捗管理する役割を担っています。環境面から都市像の実現を図るため、次の共通理念及び4つの基本理念を重点にし、施策を行っていきます。

塩尻市環境基本計画の基本理念	
共通理念	危機的状況を自覚し、未来への責任を担う環境保全の心を育む
基本理念1	地球温暖化の危機を認識し、ゼロカーボンを目指したまちをつくる
基本理念2	資源の循環により、地球環境に配慮したまちをつくる
基本理念3	安心して生活できる環境をまもる
基本理念4	豊かな自然環境が維持されているまちをつくる



2 施策体系

	【理念】	【方向性】	【施策の展開】	【施策の内容】	【六次総】
多 彩 な 暮 ら し、 叶 え る ま ち。 ― 田園都市しおじりー	共通理念 危機的状況を自覚し、未来への責任を担う環境保全の心を育む	環境について知り、行動する人をふやします	環境情報の発信、意識啓発 環境学習機会の充実 協働による環境保全	・環境情報の発信、啓発 ・環境イベントの開催や学習成果の発表機会の提供 ・環境情報の管理及び公開 ・環境学習機会の充実 ・市民・事業者と連携した環境活動の推進 ・市民と連携した景観づくりの推進	5-1 5-2 5-3 5-4
	基本理念1 地球温暖化の危機を認識し、ゼロカーボンを目指すまちをつくる	地産地消型地域社会へ転換します	省資源・省エネルギーの促進 再生可能エネルギー等の有効活用	・省資源・省エネルギーの実践活動の促進 ・自動車利用の見直しの促進 ・公共施設における率先的な推進 ・再生可能エネルギーの有効活用 ・再生可能エネルギーの自給体制の構築によるエネルギーの地産地消の促進 ・公共施設における率先的な導入推進	5-3
	基本理念2 資源の循環により、地球環境に配慮したまちをつくる	ごみの減量とリサイクルを促進します	ごみ減量の促進 再使用・再生利用の促進 ごみ処理施設の適正な運営	・ごみの発生抑制対策の推進 ・再使用・再生利用の促進 ・循環型社会構築に向けた地域との連携 ・民間施設を活用した廃棄物、資源物の適正処理 ・中継施設「塩尻クリーンセンター」の活用 ・最終処分場の適正管理及び旧最終処分場跡地の有効利用 ・災害時における廃棄物処理体制の確保	5-4
		森林や農地の利活用を促進します	森林の管理・環境整備の推進 木質バイオマスエネルギーの普及拡大 木育の推進 農業の多面的機能の保持	・市有林、民有林等の整備推進 ・林地台帳の適正管理 ・森林資源の有効活用 ・木育の推進 ・木育イベントの開催 ・耕作放棄地の解消及び未然防止 ・農地の多面的利用の促進	5-1 5-2
	基本理念3 安心して生活できる環境をまもる	良好な生活環境をまもります	水資源・水環境の保全 生活公害の防止 放射能対策 生活環境の保全促進 空き地、空き家等の適正管理 美しい景観の保全、形成	・土壌や地下水の汚染防止対策の推進 ・騒音・振動対策 ・悪臭対策 ・光害対策 ・水質汚染防止対策 ・大気汚染防止対策 ・空間放射線量調査の実施 ・不法投棄・ポイ捨て等の防止 ・空き地、空き家等の適正管理及び有効利用の推進 ・都市景観の保全・形成 ・歴史的なまちなみの保全	9-2 9-3 3-5
	基本理念4 豊かな自然環境が維持されているまちをつくる	多様な生態系をまもります	身近な自然環境の保全 自然公園等の保全	・身近な自然環境の調査及び保全対策の実施 ・外来生物対策の推進 ・里地里山環境の保全 ・自然公園内の自然環境の保全	5-2

3 共通理念・基本理念設定の背景

共通理念：

危機的状況を自覚し、未来への責任を担う環境保全の心を育む

対象領域：「環境学習・協働」（27ページ～）

○共通理念設定の課題と背景

- ・環境問題は、身近な生活環境から地球規模の問題まで多岐にわたるため、4つの基本理念の目指す姿の実現につながる横断的施策として、「環境学習・協働」の取り組みを進める必要があります。
- ・本計画に基づく環境学習や啓発の結果、環境問題に関する知識や関心が高まっておりますが、実際の活動に結びつくような情報の発信を行う必要があります。
- ・環境イベントの内容や開催方法の改善により、市民の更なる理解と関心を深める必要があります。
- ・多様な主体により開催される講座や学習会並びに体験学習等をより充実させる必要があります。
- ・市民、自治会、NPO、任意団体等との協働により実施する環境美化活動を更に充実させる必要があります。

○共通理念の目指す姿（目的）

市民の環境意識向上と市民・事業者・市の協働による環境保全

- ・あらゆる世代に対し、環境情報の提供がされるとともに、環境学習や体験機会の場が創出されています。
- ・様々な主体によるパートナーシップが構築され、環境美化や景観形成等の環境保全活動が推進されています。

○ポイント

市民の環境意識を高めるとともに、協働により環境を保全するための取り組みを位置づけます。

- ・市民一人ひとりの環境意識の向上
- ・環境問題に取り組む人を増やす
（「知っている」から「している」へ）



基本理念1：

地球温暖化の危機を認識し、ゼロカーボンを目指したまちをつくる

対象領域：「地球環境」（30ページ～）

○基本理念設定の課題と背景

- ・二酸化炭素等の温室効果ガス排出量増加による地球温暖化が進行するなか、異常気象をはじめ農作物や生態系への影響等が観測されており、温室効果ガス削減の取り組みを推進する必要があります。
- ・2050ゼロカーボンを目指した、省エネルギーの取組や再生可能エネルギー等の有効活用を推進する必要があります。

○基本理念の目指す姿（目的）

生活の豊かさをも実感できる低炭素社会を構築

- ・二酸化炭素等の温室効果ガスの排出が少ない生活へ転換されています。
- ・再生可能エネルギーの地産地消等、地域資源を活用したエネルギーの利用がされています。

○ポイント

低炭素社会実現のための取り組みを位置づけます。

- ・省資源・省エネルギーの推進
- ・再生可能エネルギーの導入拡大



基本理念2：

資源の循環により、地球環境に配慮したまちをつくる 対象領域：「循環型社会」（37ページ～）

○基本理念設定の課題と背景

- ・過去における大量生産・大量廃棄への反省のもと、排出ごみの再利用・再資源化「物質の循環」を進め、有効活用を促進する必要があります。
- ・森林や農地が持つ二酸化炭素の吸収力や水分保持機能「自然の循環」を有効活用する取り組みを推進する必要があります。

○基本理念の目指す姿（目的）

持続可能な循環型社会を構築

- ・ごみの3R運動が推進されています。
- ・森林や農地の多面的機能がさらに向上します。
- ・地域資源等が域内で循環する仕組みが進められています。

○ポイント

持続可能な循環型社会実現のための取り組みを位置づけます。

- ・「物質の循環」…ごみの発生抑制、再使用、再生利用（3R）の推進
- ・「自然の循環」…森林や農地が持つ多面的機能の保全や整備、地域資源等の利活用による環境負荷の低減、地域社会の活性化



基本理念3：

安心して生活できる環境をまもる 対象領域：「生活環境・快適環境」（44ページ～）

○基本理念設定の課題と背景

- ・安心して暮らせる住環境を維持するには、水資源の保全や公害発生を未然に防止する必要があります。
- ・美しい景観を保全するためには、ポイ捨てや不法投棄を防止する必要があります。
- ・人の生活・健康を守る点においても自然環境の保全が極めて重要な要素であるので、身近な環境安全への取り組みを継続する必要があります。

○基本理念の目指す姿（目的）

安全、安心、快適な生活環境の保全

- ・水資源及び水環境が持続的に保全されています。
- ・大気等を定期的に監視、調査し、万一の際には迅速な対応策が取れる体制が構築されています。
- ・不法投棄やポイ捨て等が減少しています。
- ・空き地、空き家等が適正に管理されています。
- ・美しい都市景観及び街道景観が形成、保全されています。

○ポイント

生活環境をまもるための取り組みを位置づけます。

- ・水資源・水環境の保全
- ・大気汚染、水質汚濁や騒音等公害の防止
- ・放射線モニタリングの実施
- ・不法投棄やポイ捨て等防止
- ・空き地、空き家等の適正管理
- ・美しい景観の保全、形成



基本理念4：

豊かな自然環境が維持されているまちをつくる

対象領域：「自然環境」（51ページ～）

○基本理念設定の課題と背景

- ・里地里山の荒廃により、野生動物が生活環境に及ぼす影響に対処する必要があります。
- ・外来生物である特定外来生物の増加が、日本固有の生態系に悪影響を及ぼす懸念に対処する必要があります。
- ・高ボッチ高原の高原たる自然環境を維持するため、草地の森林化や外来植物の繁殖を防止する必要があります。
- ・一度破壊された自然環境の修復が、非常に困難であるとの認識からふるさと自然を守る必要があります。

○基本理念の目指す姿（目的）

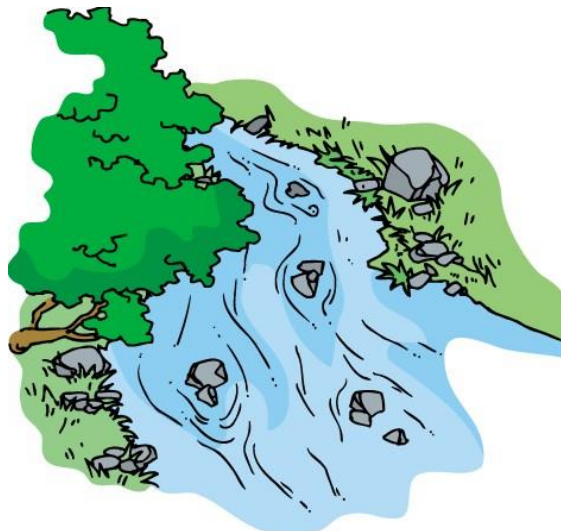
地域の自然環境や生態系の保全

- ・地域に多種多様な生き物や生態系が存在する生物多様性の必要性が市民に理解されています。
- ・里地里山や自然公園の環境が保全されています。

○ポイント

地域の自然環境や生態系を保全するための取り組みを位置づけます。

- ・里地里山、森林等、身近な自然環境の保全
- ・外来生物対策
- ・生物多様性が保たれる環境づくり
- ・自然公園の保全
- ・有害鳥獣の管理



共通理念

危機的状況を自覚し、未来への責任を担う環境保全の心を育む

持続可能な社会を目指すために、地球温暖化の進行抑止や限りあるエネルギー資源の効率的な利用、豊かな自然の継承等は、現在を生きる私たちが解決への努力をすべき重大な課題です。

すべての市民・事業者が、急速に進む環境破壊と自らの活動との関わりに気づき、生活のなかで少しの配慮や工夫を重ねていけるよう、学習と実践を通じて環境をまもる心を育成していく必要があります。

また、「環境問題を意識する」だけであつたり、「人にやらされる」のではなく、自発的に行動することが重要であるため、市民・事業者・市が個別に取り組むだけでなく、協働によりそれぞれの役割に応じた環境保全活動を推進する必要があります。

【共通理念の目指す姿】

市民・事業者の環境意識向上と市民・事業者・市の協働による環境保全

○あらゆる世代に対し、環境情報の提供がされるとともに、環境学習や体験機会の場が創出されています。

○様々な主体によるパートナーシップが構築され、環境美化や景観形成等の環境保全活動が推進されています。



出典：塩尻市観光協会

初夏の高ボッチ高原、放牧されている牛、レンゲツツジ

第3節 共通理念 危機的状況を自覚し、未来への責任を担う環境保全の心を育む

施策の方向性 環境について知り、行動する人をふやします

本市の現状と課題

本市では、地球温暖化、省資源・省エネルギー、生物多様性等をテーマとして、市ホームページや市広報紙等を利用した啓発や、学校や保育園、公民館や地区団体等、幅広い市民や団体に向けた環境講座の開催、環境に配慮した事業活動を促す制度の運用等により、様々な場面において環境に関する学習や実践活動が行われてきました。新型コロナウイルス感染症により、人が集まる事が出来ず、環境講座が十分な頻度で出来なかった時期がありましたが、その中であったとしても、市民の環境問題に関する知識や関心は高まってきています。

日常生活に起因する環境への負荷の低減や、身近な環境をより良いものにしていくため、市民一人ひとりが現在生じている環境問題を知り、その解決に向けて取り組むことが期待されます。

取り組みの方針

■市民一人ひとりの環境意識の向上

環境学習講座等を、メニューを拡充させながら継続して実施していくとともに、各世代に受け入れられる情報発信の方法で、環境学習の機会の充実を図ります。

■環境問題に取り組む人を増やす(「知っている」から「している」へ)

地球温暖化と私たちの暮らしのつながりや、人間の活動が与える他の生物への影響等について、市民・事業者・市の協働のもと、「知っている」ことから「している」ことに取り組みが進められるよう、効果的な啓発や、実践活動の場づくりを推進します。

具体的施策の展開

1 環境情報の発信、意識啓発

環境問題の範囲は非常に広く、身近に感じられることばかりではありません。私たちの行動が、環境にどの様に負荷をかけているかを認識し、それにより困るのは誰(または何)なのかを知らなければ、環境負荷の低減のために取り組むことはできません。環境を意識した行動を引き出すための情報提供・意識啓発を行います。

第2章 施策の展開

(1) 施策の内容と主な取り組み

施策の内容	担当課	主な取り組み
環境情報の発信、啓発	生活環境課	・市の環境の現状や環境保全等の幅広い環境情報を様々な媒体を用いて発信します。（市ホームページ等） ・「エコ展」を開催します。

(2) 市民・事業者に期待される取り組み

	対象	主な取り組み
市民・事業者の取組	市民	・環境情報を収集し、活用します。 ・環境学習講座や地区説明会に参加します。 ・学んだことを環境保全活動に活用します。 ・市・事業者が取り組む環境保全活動に積極的に参加、協力します。
	事業者	・環境情報を収集し、活用します。 ・環境学習講座や環境保全活動に参加、協力します。 ・自らの環境活動について情報発信します。

2 環境学習機会の充実

幼少期から環境意識を高め、あらゆる世代に対して環境学習の支援を行うとともに、様々な主体が行っている講座等を体系的に整理し、より多くの市民が環境について学ぶ機会を提供します。

市では、環境学習の一環として、環境訪問出前講座を実施してきました。市民や地区等の皆様が、市が用意する環境学習メニューから選択して受講することにより、環境学習の機会を得るものです。一例として、子どもたちが、川の中で元気に楽しく、水生生物や、川の危険の回避の方法等を学んでいました。今後も、1人でも多くの皆様に環境について知っていただき、行動に繋げていただければと思います。

(1) 施策の内容と主な取り組み

具体的施策の展開		
施策の内容	担当課	主な取り組み
環境情報の管理及び公開	生活環境課	・省資源・省エネルギーの取り組みが出来るシステムを構築します。 ・市民や団体等の取り組みの支援につながる環境情報や市の環境施策などの情報提供をします。 ・環境の情報発信のため、必要に応じて地区説明会を開催します。 ・塩尻市環境白書を作成し公表します。
環境学習機会の充実	生活環境課	・市民や事業所等への環境学習を推進します。 ・保育園や学校等において、子どもへの環境学習を実施します。 ・環境学習教材を作成し、小学生に配布します。 ・区や団体等における環境学習の支援をします。 ・民間のノウハウを活用した環境学習を実施します。 ・様々な学習機会をまとめた環境学習メニューを見直します。 ・区・団体等による環境学習を支援します。 ・環境に関するボランティア、専門家、指導者の育成を図ります。
	生活環境課・中央公民館	・市民への環境学習講座を実施します。（公民館活動等）

(2) 市民・事業者に期待される取り組み

対象	主な取り組み
市民	・環境学習講座に参加又は協力します。 ・学んだことを環境保全活動に活用します。
事業者	・環境学習講座に参加又は協力します。 ・施設見学や講師派遣等、地域の環境学習に協力します。

指標（施策項目環境学習機会の充実）

項目	単位	令和4年度 実績値	令和8年度 目標値	令和14年度 目標値
環境訪問出前講座参加者数	人	240	270	330
しおじりエコ展への参加団体数	団体	14	16	19

3 協働による環境保全

市民・地域のコミュニティ・NP0・事業者・市等の幅広い主体が相互にコミュニケーションや連携を図り、主体的に環境保全活動に取り組みます。

(1) 施策の内容と主な取り組み

具体的施策の展開		
施策の内容	担当課	主な取り組み
市民・事業者と連携した環境活動の推進	生活環境課	・環境分野の課題を協働による解決を目指す市民ネットワークの充実を図ります。
	生活環境課・健康づくり課・都市計画課	・まちづくり・環境・健康等の市民活動促進サービスモデル（マイレージ制度等）を調査検討します。
	建築住宅課	・「塩尻市空き家等の適正管理に関する条例」の運用を推進します。
	都市計画課	・景観育成住民協定の締結を促進します。 ・緑地協定の制度を周知します。
市民と連携した景観づくりの推進	生活環境課・都市計画課	・地域の公共花壇づくりなど花や樹木による景観づくりを支援します。
	生活環境課	・クリーン塩尻パートナー制度による環境活動を推進します。 ・市民一斉清掃等の取り組みを推進します。

(2) 市民・事業者に期待される取り組み

対象	主な取り組み
市民	・地域コミュニティが行う環境保全活動に参加、協力します。 ・環境関連NP0が行う環境保全活動に参加、協力します。 ・市民一斉清掃に参加、協力します。 ・自らが所有する空き家を適正に管理します。 ・緑地協定の制度を活用し、緑化を推進します。 ・市が取り組む景観づくりに参加、協力します。
事業者	・地域コミュニティが行う環境保全活動に参加、協力します。 ・クリーン塩尻パートナー制度を活用した環境活動を行います。 ・市民一斉清掃に参加、協力します。 ・市が取り組む景観づくりに参加、協力します。

指標（施策項目協働による環境保全）

項目	単位	令和4年度 実績値	令和8年度 目標値	令和14年度 目標値
クリーン塩尻パートナー制度への登録団体総数	団体	60	63	69
外部への環境情報の発信件数（広報、ホームページ、SNS等）	回	16	19	25



第4節 基本理念1 地球温暖化の危機を認識し、ゼロカーボンを目指したまちをつくる

私たちの豊かさや利便さを求めた日常生活や経済活動により、地球温暖化が進み、地球全体に深刻な影響を及ぼしています。温室効果ガスの削減に向けた取り組みのより一層の強化が求められています。

本市では、省エネルギーと再生可能エネルギーの普及を促進し、エネルギー資源の有効活用と二酸化炭素の排出抑制に取り組んできました。

地球温暖化の影響を低減し、持続可能な社会を構築するためには、低炭素型のライフスタイルへの転換・定着と、木質バイオマスや太陽光発電等の再生可能エネルギーの普及に努めていく必要があります。

【基本理念1の目指す姿】

生活の豊かさを実感できる低炭素社会を構築

- 温室効果ガスの排出が少ないライフスタイルへ転換されています。
- 再生可能エネルギーの地産地消等、地域で再生されるエネルギーの利用がされています。

施策の方向性 地産地消型地域社会へ転換します

本市の現状と課題

国や県において、地球温暖化防止に関する法令や計画の整備が進み、環境に配慮した持続可能な社会づくりに向けた体制整備が進められています。国では、「地球温暖化対策計画」を改定し、2030年度において、2013年度比で温室効果ガスを46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦し続けることを表明しました。県では、「長野県ゼロカーボン戦略」を掲げ、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指した、「社会変革、経済発展とともに実現する持続可能な脱炭素社会づくり」を推進しています。

本市では、2023年7月に、脱炭素社会の実現に向けて、実施すべき対策の基本的な方向性を定めた「塩尻市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を改定しました。また、2023年11月27日には、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指す、「塩尻市ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。

ゼロカーボンに向けた取り組みとして、本市では、「塩尻環境スタンダード」等の環境マネジメントシステムの普及や環境家計簿「しおじりエコふぁみりー」の取り組み、地区説明会や出前講座の開催等家庭や事業所、市が一体となって省資源・省エネルギーの取り組みを推進しています。

また、市公共施設への太陽光発電設備設置や、住宅への再生可能エネルギー利用設備設置に対する支援により、再生可能エネルギーの利用を促進してきました。

現在、地球温暖化の影響が深刻化しつつあり、この問題を放置すると、気温上昇によって今後更なる悪影響が生じることが予測されています。地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制するためには、市民の地球温暖化への関心を高めるとともに、市民・事業者・市が危機意識を共有し、連携しながら、省資源・省エネルギーや、再生可能エネルギーを地産地消する等の取り組みを一層進める必要があります。

市内の事業所における環境マネジメントシステムの導入状況（2022年度）

規格	認証・登録の有効性	認証・登録に係る費用	認証・登録事業所数
ISO14001	世界	比較的高い	36事業所
エコアクション21	国内	比較的安い	6事業所
塩尻環境スタンダード	市内	無料	41事業所

再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入補助件数（2022年度までの累計）

設備区分	補助件数（累計）	補助年度
太陽光発電パネル	1,364件	1998年度～2014年度
省エネナビ	21件	2014年度～2019年度
HEMS	68件	2014年度～2019年度
畜電池	57件	2015年度～2022年度
薪・ペレットストーブ	291件	2006年度～2022年度

取り組みの方針

■省資源、省エネルギーの取り組みの推進

家庭及び事業所における省資源・省エネルギーの取り組みや、市が率先して省資源・省エネルギーの取り組みを進めることにより、低炭素社会の構築を促進します。

■再生可能エネルギー利用の促進

豊富な森林資源を有し、また、晴天率が高く、日照時間が長い本市の特性を活かし、木質バイオマスや太陽光エネルギー等、地域に存在する再生可能エネルギーの利用を促進します。

具体的施策の展開

1 省資源・省エネルギーの促進

自らのライフスタイルや事業活動を見直し、家庭や事業所において省資源・省エネルギーを推進します。

また、第二次環境基本計画では、市内で環境活動に取り組む事業者を認証する「塩尻環境スタンダード」に登録していただいた事業者数は、目標値を下回りました。本計画期間では、塩尻環境スタンダードを通じて環境活動に取り組む重要性をPRし、環境に配慮して活動する事業者を増やします。

施策の内容と主な取り組み

具体的施策の展開		
施策の内容	担当課	主な取り組み
省資源・省エネルギーの実践活動の促進	生活環境課	・省資源・省エネルギー及び革新的なエネルギー高度利用技術を活用した設備機器の導入を普及拡大します。 ・「塩尻環境スタンダード」等の環境マネジメントシステムの導入を支援します。 ・環境家計簿「しおじりエコふぁみりー」等の取り組みを普及拡大します。 ・環境負荷低減活動を促進します。 ・省資源・省エネルギーの取り組みが出来るシステムを構築します。
	建設課・公共施設マネジメント課他	・公共交通機関の利便性向上や道路環境の整備を推進します。 ・公用車にエコカーの導入を推進します。
自動車利用の見直しの促進	都市計画課	・地域振興バス等の公共交通事業を推進します。
	生活環境課	・信州気候変動適応センター等の情報の普及啓発をします。
	地域共生推進課	・循環型社会推進基金等を活用した市内防犯灯のLED化を促進します。
公共施設における率先的な推進	各所管課	・公共施設の新築時や改築時に、建物の高断熱化、設備機器の高効率化を推進します。 ・公共施設への省エネルギー機器やデマンド監視システム等の導入を推進します。

(1) 市民・事業者に期待される取り組み

対象	主な取り組み
市民	・環境家計簿「しおじりエコふぁみりー」等を活用し省資源・省エネルギー活動を実践します。 ・環境負荷の少ない製品を購入します。 ・住宅の省エネ無料診断を利用します。 ・節電に協力します。 ・住宅の新築時や改修時には、建物の断熱化や省エネ機器の導入、スマートハウス化等、省エネルギー化に配慮します。 ・自動車を購入する場合は、エコカーを検討します。 ・自動車を運転する際はエコドライブを心がけます。 ・徒歩、自転車、公共交通機関の利用等、環境負荷の少ない移動を心がけます。
事業者	・環境マネジメントシステムを活用し省資源・省エネルギーを実践します。 ・省エネルギー診断等を利用し、エネルギーの適正な利用に努めます。 ・高効率機器の導入等により、施設・設備面の省エネルギー化を推進します。 ・工場、事務所等の新築・改修時は、省エネルギー化に配慮します。 ・節電や消費電力のピークシフトに協力します。 ・電気製品等を選ぶ際には、エネルギーの効率に配慮します。 ・エコカーの導入を検討します。 ・自動車の運転はエコドライブを心掛け、効率的な輸送配送方法に配慮します。 ・太陽光発電施設を建設する際には、地域環境および近隣住民等の生活に配慮します。

指標（施策項目省資源・省エネルギーの促進）

項目	単位	令和4年度 実績値	令和8年度 目標値	令和14年度 目標値
市内の二酸化炭素排出量 （森林吸収等を含む）	t-CO2	578,679(R2)	407,000	263,293
塩尻環境スタンダードへの認 証・登録件数	件	41	44	50

2 再生可能エネルギー等の有効活用

森林資源を活かした木質バイオマス利用や太陽光発電等、本市には活用可能な再生可能エネルギーが存在します。これらの資源を有効活用することにより、エネルギーの地産地消を推進するとともに二酸化炭素排出量の削減を促進します。

(1) 施策の内容と主な取り組み

具体的施策の展開		
施策の内容	担当課	主な取り組み
再生可能エネルギーの有効活用	生活環境課・耕地林務課	- 再生可能エネルギーの住宅や事業所等での活用を促進します。 - 再生可能エネルギーの活用事例の啓発を図ります。
再生可能エネルギーの自給体制の構築によるエネルギーの地産地消の促進	生活環境課・耕地林務課	- 市民が行う再生可能エネルギー活用事業等に対する支援を行います。 - 木質バイオマスの活用を支援します。
	耕地林務課	木質バイオマスの効率的な生産システムを構築します。
公共施設における率先的な導入推進	各所管課	公共施設への木質バイオマス、太陽光等、再生可能エネルギーを活用した設備の導入を推進します。
	生活環境課	「塩尻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例」にて、野立て太陽光の設置および管理基準を規定します。 「塩尻市再生可能エネルギー利用設備の設置等に関するガイドライン」の確実な運用をします。 - 地域で生み出した電力の公共施設での利活用を推進します。

(2) 市民・事業者に期待される取り組み

対象	主な取り組み
市民	木質バイオマス（薪ストーブ、ペレットストーブ）、太陽光等、再生可能エネルギーの活用を進めます。
事業者	- 木質バイオマス（薪ストーブ、ペレットストーブ、ペレットボイラー）、太陽光等、再生可能エネルギーの有効活用を進めます。 - 再生可能エネルギーの普及に協力します。 - 未利用エネルギーの活用を図ります。

指標（施策項目再生可能エネルギーの有効活用）

項目	単位	令和4年度実績値	令和8年度目標値	令和14年度目標値
固定価格買取制度(FIT)による再生可能エネルギー発電設備導入累計件数	件	4,027	4,600	5,625
再生可能エネルギーを活用することを意識している市民の割合	%	55.7(R5)	60.7	69.7
薪・ペレットストーブ等の設置累計件数	件	291	387	531

【電気は買うより作る時代に！】

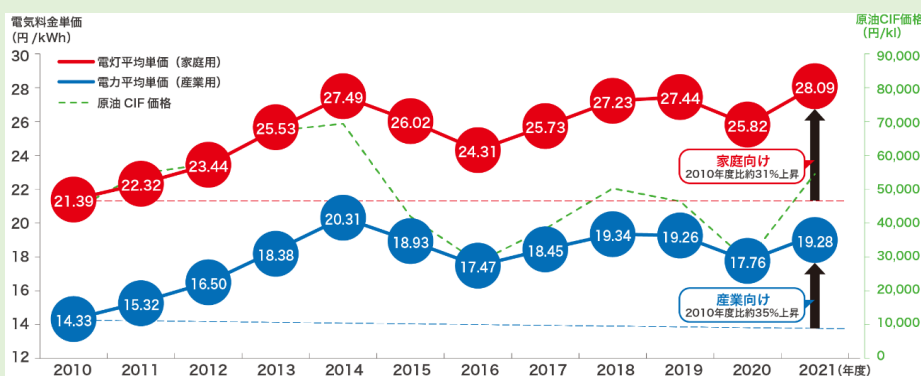
昨今、世界情勢が不安定化し、原油の価格が高騰しており電気料金も高騰しています。特に日本はエネルギーの海外依存度が高いため、世界情勢によりエネルギー価格が不安定で今後も高騰する可能性があります。

このコラムでは、このような状況下で、電気は電力会社から買うよりも自分で作る時代になりつつあることを示しました。



出典：内閣府HP

原油の価格推移

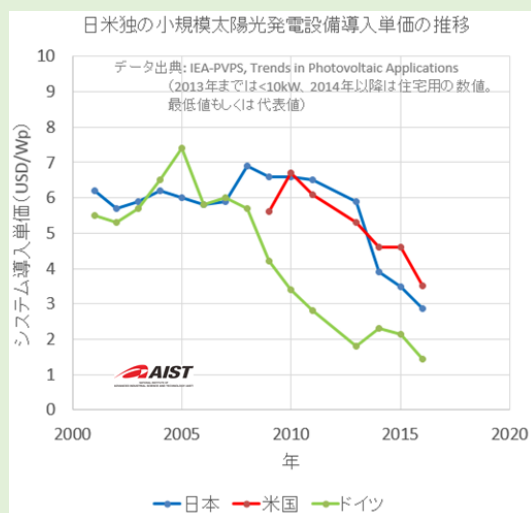


出典：資源エネルギー庁HP

電気料金の推移

電気を作るためには、自宅での太陽光発電が構造的に可能か、太陽光発電設備を設置した場合購入する場合と比べて設置費等を加えどのくらい安くなるかも検討する必要があります。さらに災害への備えとしての必要性も検討する必要があります。

昨今、太陽光発電設備の設置費用も安くなり、蓄電システムを導入することにより「電気を作り、蓄え、利用し、売電する」といったことが自宅等でも気軽にできるようになりました。



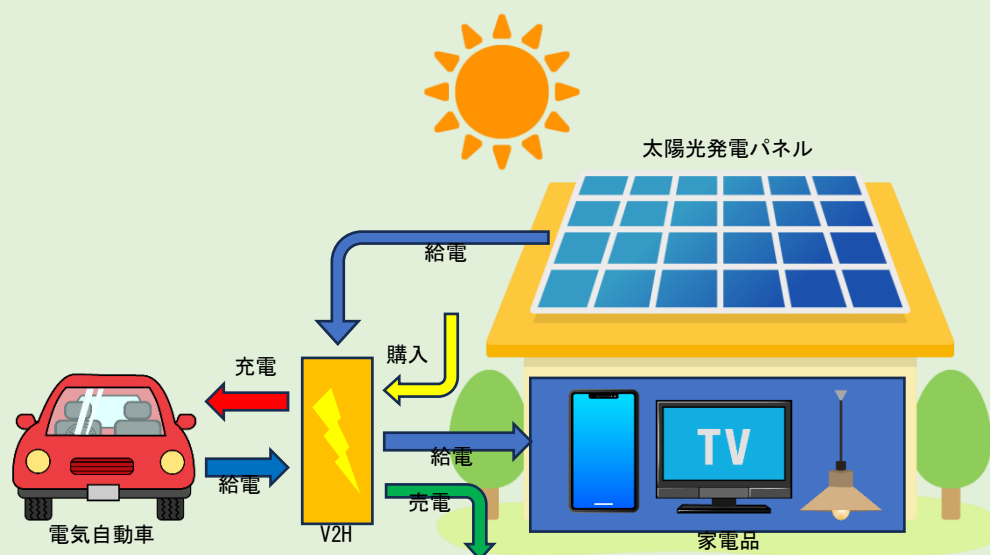
太陽光発電設備で発電しその電気を蓄え夜間に利用する場合、特に重要なものが「蓄電池」です。太陽光発電設備で発電される電気は日中に限るため、発電のできない夜間や発電効率の低い朝夕に、太陽光発電による電気を使用するためには蓄電池が必要になります。

家庭用蓄電池の性能も上がり※1、価格も低下傾向にあるため※2、「蓄電システム」の普及が進んでいます。

※1：リチウム蓄電池の性能が向上しエネルギー密度が上がったため、容量当たりの単価が下がりました。

※2：経済産業省の試算では、蓄電池の価格が、2020年度の家庭用9万円/kWh、業務用15万円/kWhが、2030年度には家庭用7万円/kWh、業務用6万円/kWhになると見込んでいます。

さらに、最近では電気自動車の普及により、電気自動車のバッテリーを家庭用蓄電池として利用する動きも出てきました。これにはV2H (Vehicle to Home) と呼ばれるシステムが必要になりますが、国の手厚い補助金もあったため普及し始めています。



V2Hイメージ図

これらの蓄電システムを設置することにより、日中は発電し、一部を充電することにより朝、夕、夜とその電池を利用し、さらに余剰電力が発生する場合は売電するといったことが行えるようになりました。



第5節 基本理念2 資源の循環により、地球環境に配慮したまちをつくる

限りある天然資源を適正かつ有効に使用するとともに、ごみの減量やリサイクルに取り組み、社会・経済活動による環境負荷を低減し、持続可能な社会をつくることが求められています。

本市では、ごみの処理体制を整備し、ごみの減量・リサイクルの促進に努めてきました。その結果、市民・事業者の意識が高まり、環境に配慮した活動も浸透しつつありますが、更に、環境負荷を少なくするため、ごみの排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3R及び適正処理を進める必要があります。

また、県内では豊富な森林資源を活かしきれておらず、その有効活用が課題となっています。

環境負荷の少ない循環型社会を構築するため、市民・事業者の3R活動の推進、森林資源の有効活用等による資源の地域内循環の取り組みを進めていく必要があります。

【基本理念2の目指す姿】

持続可能な循環型社会を構築

- ごみの3R運動が推進されています。
- 森林や農地が持つ多面的機能が保全、整備されています。
- 地域資源等が域内で循環する仕組みが進められています。

施策の方向性 1 ごみの減量とリサイクルを促進します

本市の現状と課題

国や県において、資源の循環に関する法令、計画の整備が進み、環境に配慮した持続可能な社会づくりに向けた体制整備が進められています。

ごみの減量化対策として、2005年10月に、ごみ処理の有料化及びプラスチック製容器包装の分別・資源化の取り組みが進められ、家庭ごみの総排出量は減少し、近年も減少傾向で推移していますが、事業所やアパートからのごみ（事業系ごみ）は増減を繰り返し、ここ数年は増加傾向にあります。

ごみの減量に向けて、3R活動の推進を図るとともに、特に事業所から排出される食料残渣の資源化に取り組む必要があります。

取り組みの方針

■「資源の循環」（ごみの発生抑制、再使用、再生利用の推進）

「ごみになるものは購入しない」、「繰り返し使う」、「ごみを適正に分別し、再び資源として利用する」ことを意識することが重要であり、地区説明会等による情報提供や啓発を継続し、ごみの減量やリサイクルを推進します。

また、循環型社会の構築を進めていくため、「第三次塩尻市一般廃棄物処理基本計画」を定め、取り組んでまいります。

具体的施策の展開

1 ごみ減量の促進

家庭系可燃ごみは、2012年度の松塩地区広域施設組合による共同処理開始後、一時的に増加しましたが、現在は減少傾向となっています。

一方、事業所やアパートからの事業系可燃ごみは、増減を繰り返し、近年は増加傾向でありますので、ごみ資源化の取り組みを推進します。

(1) 施策の内容と主な取り組み

具体的施策の展開		
施策の内容	担当課	主な取り組み
ごみの発生抑制 対策の推進	生活環境課	・適切な排出・分別の指導を徹底します。 ・分別の徹底と適切な排出の啓発をします。 ・家庭系ごみ及び事業系ごみの発生抑制について啓発します。

(2) 市民・事業者に期待される取り組み

対象	主な取り組み
市民	・ごみの分別ルールに従い、適正分別することを徹底します。 ・食べ物を適量調理・適時消費し、生ごみの発生を抑制します。 ・食品ロス削減のため「30・10（さんまる・いちまる）運動」に取り組みます。 ・生ごみは、できるだけ水分を切り、ごみの減量に努めます。 ・マイバックの活用や簡易包装を選択し、ごみ減量に努めます。 ・3Rを推進します。 ・地域や身近な資源化活動に積極的に参加します。
事業者	・食品残渣の資源化に協力します。 ・食品ロス削減に努め、食品廃棄物等の発生抑制や資源化を図ります。 ・食品ロス削減のため「30・10（さんまる・いちまる）運動」に協力します。 ・3Rを実践し、廃棄物の適正な分別を徹底します。 ・梱包・包装を簡素化し、ごみの発生を抑制します。

指標（施策項目ごみ減量の促進）

項目	単位	令和4年度 実績値	令和8年度 目標値	令和14年度 目標値
家庭系もえるごみ量	g/人日	327	322	315
事業系もえるごみ量	t/年	7,152	7,074	6,915

2 再使用・再生利用の促進

持続可能な循環型社会に転換していくために、3R運動の推進等による取り組みを推進します。

ごみの資源化においては、近年、市内の店舗等でも民間が運営する資源物ステーションでの回収も多くみられるようになりました。指標に掲げた「ごみの資源化率」には、市が回収する地区等のごみステーションの資源物回収量で捉えるため、把握し難い民間の回収量は含まれておりませんが、社会全体でごみの資源化に取り組んでいくことが必要と考えます。

(1) 施策の内容と主な取り組み

具体的施策の展開		
施策の内容	担当課	主な取り組み
再使用・再生利用の促進	生活環境課・下水道課	・家庭系及び事業系生ごみの資源化促進と資源有効活用を行います。(たい肥等)
	生活環境課	・家庭系及び事業系生ごみの資源化促進と資源有効活用を行います。(たい肥等) ・ごみ焼却灰の再生利用を推進します。 ・プラ(包装容器+製品)の再生利用を推進します。 ・廃食用油からBDF(バイオディーゼル燃料)を精製し、燃料として利用します。 ・市ホームページや広報しおじりの利用により不用品交換を支援します。 ・給食残さのたい肥化を推進し、花壇整備等に活用します。 ・家庭系及び事業系生ごみの資源化と資源有効活用を推進します。 ・災害時における廃棄物処理対応の確保をします。 ・廃棄物及び資源物の適正処理をします。 ・松塩地区広域施設組合による可燃ごみの広域処理を継続します。 ・最終処分場の長寿命化を図るため、焼却灰の再生利用を推進します。 ・家庭系ごみのうち、陶磁器等のリユース・リサイクルを推進します。
	下水道課	・下水処理時に発生する汚泥の減量化や再使用・再生利用を推進します。
	学校教育課・こども未来課	・給食残さのたい肥化を推進し、花壇整備等に活用します。
循環型社会構築に向けた地域との連携	生活環境課・学校教育課	・地域、学校等と連携して資源物の回収を推進します。
	生活環境課	・自治会や関係団体と連携した地区説明会を実施します。

(2) 市民・事業者に期待される取り組み

対象	主な取り組み
市民	・資源物回収等、リユース、リサイクル活動に参加します。 ・環境負荷の少ない製品を購入・利用します。 ・生ごみ処理機やダンボールコンポスター等による生ごみのたい肥化に取り組みます。
事業者	・紙の使用量の削減や再生紙利用等、資源の有効利用に努めます。 ・環境にやさしく、再利用や資源化に配慮した製品の製造または販売、容器包装の簡素化や回収ルートの整備を行います。 ・環境負荷の少ない製品を購入・利用します。 ・廃棄物の再利用や資源化など、ごみの減量につながる活動により循環型社会の推進に努めます。

指標（施策項目再使用・再生利用の促進）

項目	単位	令和4年度 実績値	令和8年度 目標値	令和14年度 目標値
ごみの資源化率	%	23.3	18	17
ごみの減量に向けた分別やリサイクルが盛んであると感じる市民の割合	%	64.2(R5)	68.2	74.2
プラスチックの収集量	t	476	600	580

3 ごみ処理施設の適正な運営

ごみ処理施設の適正な維持管理や処理に努めるとともに、必要となる施設の整備を広域的な視点を持って推進します。

(1) 施策の内容と主な取り組み

具体的施策の展開		
施策の内容	担当課	主な取り組み
民間施設を活用した廃棄物、資源物の適正処理	生活環境課	・民間企業と連携し、安定的かつ効率的な資源物処理を実施します。 ・施設の適正な管理運営を行います。
中継施設「塩尻クリーンセンター」の活用	生活環境課	・中継施設の活用を推進します。
最終処分場の適正管理及び旧最終処分場跡地の有効利用	生活環境課	・松塩地区広域施設組合による最終処分場の適正管理及び旧最終処分場跡地の有効利用を継続します。
災害時における廃棄物処理体制の確保	生活環境課	・災害廃棄物処理計画に基づき、有事の災害に備えます。

(2) 市民・事業者に期待される取り組み

対象	主な取り組み
市民	・ごみステーション等の施設の適正利用と管理運営に協力します。
事業者	・適正かつ円滑な産業廃棄物処理及び施設運営を実施します。

施策の方向性 2 森林や農地の利活用を促進します

本市の現状と課題

県内の木材産業は、生産・加工・流通体制が小規模、分散的で、豊富な森林資源を十分に活かしきれておらず、その有効活用が課題となっています。

森林資源を無駄なく活用し、森林の再生や木材産業の振興を図るため、木材や燃料等の需要を拡大してその利益を山側に還元するとともに、水源のかん養等、森林の多面的機能の保全と整備をする必要があります。

また、農業者の高齢化や後継者不足等による耕作放棄地が増加しています。農地は、食料を供給する役割だけではなく、森林と同様の多面的な機能を有しているため、有効活用を図る必要があります。

取り組みの方針

■「自然の循環」（森林や農地が持つ多面的機能の保全や整備、森林資源の有効活用）

森林や農地の多面的な機能を持続的に発揮させるため、森林の適切な整備や農地の多面的機能の保全と整備により、森林資源の循環利用、農地の有効活用を推進します。

具体的施策の展開

4 森林の管理・環境整備の推進

森林の多面的機能を保全し、その機能を維持・向上できるよう森林や里山里地の管理・環境整備を推進します。

(1) 施策の内容と主な取り組み

具体的施策の展開		
施策の内容	担当課	主な取り組み
市有林、民有林等の整備推進	耕地林務課	・民有林の除間伐を支援します。 ・森林整備計画による森林整備を推進します。 ・松くい虫被害防止パトロールを推進します。 ・薪やペレット燃料の利用を促進します。 ・森林や木に触れ合う機会の創出をします。
林地台帳の適正管理	耕地林務課	・ゾーニングに基づく森林の活用施策の実現に努めます。 ・林地台帳を整備します。

(2) 市民・事業者に期待される取り組み

対象	主な取り組み
市民	・ 森林や里地里山の環境整備に参加・協力します。 ・ ペレットストーブや薪ストーブ等を導入し、木質バイオマスの利用に努めます。
事業者	・ 森林や里地里山の環境整備に参加・協力します。 ・ 森林の保全活動に取り組みます。

指標（施策項目森林の管理・環境整備の推進）

項目	単位	令和4年度 実績値	令和8年度 目標値	令和14年度 目標値
市所有有林及び個人等所有の森林が整備された面積	ha	179	240	290
山のお宝ステーション取扱材積量	t	655	700	800

5 木質バイオマスエネルギーの普及拡大

使う⇒植える⇒育てる⇒伐採する⇒使うという循環型の森林整備を行い、森林資源を木質バイオマスエネルギーとして積極的に普及拡大することにより木材の地産地消を推進します。

(1) 施策の内容と主な取り組み

具体的施策の展開		
施策の内容	担当課	主な取り組み
森林資源の有効活用	耕地林務課	・ 間伐材の活用方法の研究や流通システムの整備を推進します。

(2) 市民・事業者に期待される取り組み

対象	主な取り組み
市民	・ 間伐材を利用した製品を購入します。
事業者	・ ペレットストーブや薪ストーブ、ペレットボイラー等により木質バイオマスの利用に努めます。 ・ 間伐材の利用・販売・商品開発等を進めます。

6 木育の推進

市民や森林所有者などに対し森林を通じた交流促進事業を展開することなどにより、森林管理の必要性や活用の啓発を促進します。

(1) 施策の内容と主な取り組み

具体的施策の展開		
施策の内容	担当課	主な取り組み
木育の推進	建築住宅課	・住宅における県産木材の利用を促進します。
	各所管課	・公共施設における県産木材の利用を促進します。
	耕地林務課	・森林と市民の交わりを取り戻すことにより、市民と森林の豊かな関係を復元します。 ・森林に関する啓発パンフレットを小学校に配布し、森林の必要性をPRします。
木育イベントの開催	耕地林務課	・森林や木に触れ合うイベントを開催するとともに、小学生の参加を促進します。

(2) 市民・事業者に期待される取り組み

対象	主な取り組み
市民	・森林に関する学習会や体験活動に参加します。 ・地域産木材を使用した住宅や製品の購入に努めます。
事業者	・森林に関する学習会や体験活動に参加するとともに、技術提供を行ないます。 ・地域産木材や林産物の利活用に努めます。 ・間伐材の利用、販売、商品開発等を進め、市民に情報発信します。

7 農業の多面的機能の保持

食糧を供給する役割だけではなく、水源のかん養等、森林と同様に農地が持つ多面的機能を保持し、その機能が維持・向上されるよう農地の保持と耕作放棄地の解消を図ります。

(1) 施策の内容と主な取り組み

具体的施策の展開		
施策の内容	担当課	主な取り組み
耕作放棄地の解消及び未然防止	農政課・農業委員会事務局	・農地パトロールや農地流動化を促進します。 ・農業の担い手を確保します。
農地の多面的利用の促進	農政課	・中山間地における農業の多面的機能を保持します。 ・自然環境の保持に資する農業生産活動を推進します。

(2) 市民に期待される取り組み

対象	主な取り組み
市民	・農地の保持及び流動化に協力します。 ・環境に配慮した農業を推進します。

指標（施策項目農業の多面的機能の保持）

項目	単位	令和4年度実績値	令和8年度目標値	令和14年度目標値
荒廃農地の面積	ha	12.9	12	11



第6節 基本理念3 安心して生活できる環境をまもる

本市は、豊かな自然、田園都市景観、歴史的な街道景観に恵まれ、自然と人々の生活との調和が生み出す生活環境を有しています。

この生活環境を保持するためには、大気汚染や水質汚濁等の公害、ポイ捨てや不法投棄の防止のみならず、身近な緑や水辺、美しい町並みや歴史景観といった、快適でうるおいある環境を保全する必要があります。

また、地域の自然、人々の暮らし、経済活動と調和を図りながら、市民・事業者・市の協働の下、快適でうるおいあるまちづくりを進める必要があります。

【基本理念3の目指す姿】

安全、安心、快適な生活環境の保全

- 水資源及び水環境が持続的に保全されています。
- 大気等を定期的に監視し、万一の際には迅速な対応策が取れる体制が構築されています。
- ポイ捨てや不法投棄が減少しています。
- 空地、空き家が適正に管理されています。
- 美しい都市景観及び街道景観が形成、保全されています。

施策の方向性 良好な生活環境をまもります

本市の現状と課題

地下水等の水資源は、水道水や工業・農水産業用水として利用され、地域住民の生活や産業を支えています。近年、地下水をかん養する機能の低下等による地下水賦存量の減少、地下水位の低下が指摘されています。塩尻市では、地下水位測定を継続的に実施しており、地下水位の低下は今のところ確認されていませんが、今後も注視していく必要があります。

また、市内の河川・湖沼の水質については、調査を継続的に実施し、水質の監視を行っています。下水道等の普及により、生活排水や事業所排水の適正処理が進み、河川や湖沼の水質は概ね良好に維持されています。

空間放射線量については、福島第一原子力発電所の事故以降、市内で計測を継続していますが、幸いにも塩尻市では事故前と変わらない水準で推移しています。

また、2004年4月の「ポイ捨て禁止等によるきれいなまちづくり市民条例」施行以降、市やNPO法人、地域等の連携によるパトロール体制の強化が図られ、不法投棄への迅速な対応や監視体制が整備されていますが、不法投棄は依然として後を絶ちません。不

法投棄の防止対策を推進し、地域の生活環境の保全を図るとともに、市民一斉清掃等の市民参加型のイベントや環境美化活動のボランティア活動の支援を充実させ、地域ぐるみの取り組みを進める必要があります。

一方、本市は、奈良井宿等の歴史的な街道景観、整備が進む都市景観等、様々な美しい景観を有しています。これらの良好な景観を守りつつ、変化に合わせて創造していくため、地域住民をはじめ、事業者、市が連携して、様々な取り組みが進められています。

こうした住民の自主的な景観形成活動を支援するため、景観への配慮を啓発するとともに、地域による景観づくりを支援していく必要があります。

取り組みの方針

■水資源・水環境の保全

地下水等の水資源の保全対策を推進し、水環境の異常を早期に発見する体制を維持し、万一の事故に備えます。

■水質汚濁や騒音等の公害の防止

日常生活を取り巻く大気や水、土壌等の環境保全に努め、騒音や振動、悪臭等が発生した場合、発生源への指導を推進します。

■放射能対策

市内の空間放射線量を測定し、測定結果を公表します。

■不法投棄やポイ捨て等の防止

地域連携により不法投棄の監視を強化するとともに、市民一斉清掃等の市民参加型のイベントや環境美化ボランティア活動を継続し、地域ぐるみの取り組みを推進します。

■空き地、空き家等の適正管理

空き地、空き家等の適正な管理や有効活用により良好な生活環境の保全を図ります。

■美しい景観の保全、形成

本市特有の景観である、歴史的な街道景観、都市景観等の保全、再生を進めるとともに、新たな魅力を創造することを目指します。

具体的施策の展開

1 水資源・水環境の保全

地下水等の水資源の保全は、広域的に取り組む必要があるため、県、松本地域8市村及び北安曇地域3市町村で構成する「アルプス地域地下水保全対策協議会」により、地下水の保全・適正利用に向けた取り組みを継続して推進します。

第2章 施策の展開

また、河川や湖沼の環境基準の達成率向上に向けた取り組みを進めるとともに、万一の事故の際には早急の対応を図ります。

(1) 施策の内容と主な取り組み

具体的施策の展開		
施策の内容	担当課	主な取り組み
土壌や地下水の汚染防止対策の推進	生活環境課	・環境汚染発生時には関係機関と連携し迅速に対応します。 ・工場、事業者に対して土壌や地下水汚染防止の指導を実施します。 ・河川水質、地下水位調査を継続して実施します。 ・塩尻市公害防止条例に基づき地下水の利用状況を把握します。 ・「アルプス地域地下水保全対策協議会」の施策の実施による広域的な地下水の保全を推進します。

(2) 市民・事業者に期待される取り組み

対象	主な取り組み
市民	・灯油等の流出防止を徹底します。 ・土壌や地下水の汚染を防止します。
事業者	・環境汚染事故発生時には、被害が拡大しないよう適切な処置を行います。 ・環境に関する法律及び条例を順守します。

2 生活公害の防止

環境基準を維持する取り組みを推進するとともに、騒音、悪臭等、基準を上回る事象に対して関係法令に基づき対応を図ります。

(1) 施策の内容と主な取り組み

具体的施策の展開		
施策の内容	担当課	主な取り組み
騒音・振動対策	生活環境課	・環境調査を継続的に実施します。 ・基準を上回る事象に対しては、関係機関と連携し迅速に対応します。
	生活環境課	・自動車騒音調査を実施します。
悪臭対策	生活環境課	・基準を上回る事象に対しては、関係機関と連携し迅速に対応します。 ・工場、事業者に対して基準の遵守を指導します。
光害対策	生活環境課	・屋外照明の効率化及び適正使用を啓発します。
水質汚染防止対策	生活環境課	・基準を上回る事象に対しては、関係機関と連携し迅速に対応します。 ・工場、事業者に対して基準の遵守を指導します。
大気汚染防止対策	生活環境課・学校教育課	・微小粒子状物質（PM2.5）等による大気汚染状況の情報提供を行います。
	生活環境課	・基準を上回る事象に対しては、関係機関と連携し迅速に対応します。 ・工場、事業者に対して基準の遵守を指導します。

(2) 市民・事業者に期待される取り組み

対象	主な取り組み
市民	・生活環境に配慮して行動します。 ・農薬などの薬品を適正に使用し、管理します。
事業者	・環境に関する法令・条例等を順守します。 ・事業活動において周辺住民に配慮します。

指標（施策項目生活公害の防止）

項目	単位	令和4年度実績値	令和8年度目標値	令和14年度目標値
河川におけるBOD環境基準の達成率	%	100	100	100

3 放射能対策

市内の空間放射線量の把握し、異常を早期に発見する体制を維持します。

(1) 施策の内容と主な取り組み

具体的施策の展開		
施策の内容	担当課	主な取り組み
空間放射線量調査の実施	生活環境課	・市内の空間放射線量を継続的に測定し、結果を公表します。

4 生活環境の保全促進

様々な主体の協力のもと、パトロールの実施等により不法投棄やポイ捨て等の未然防止を図るとともに、環境美化活動を推進します。

(1) 施策の内容と主な取り組み

具体的施策の展開		
施策の内容	担当課	主な取り組み
不法投棄・ポイ捨て等の防止	生活環境課	・市民一斉清掃等の取り組みを推進します。 ・地区や団体等と連携した環境美化活動を推進します。 ・注意看板や監視カメラの設置により不法投棄の防止に努めます。 ・ごみの野焼き防止の啓発及び指導を実施します。 ・不法投棄防止パトロールを強化します。 ・信州プラスチックスマート運動による海洋プラスチック問題の取り組みを推進します。

第2章 施策の展開

(2) 市民・事業者に期待される取り組み

対象	主な取り組み
市民	・市や地区等の各種団体が取り組む環境美化活動に参加、協力します。 ・ごみの持ち帰りによる清潔なまちづくりに努めます。 ・居住地周辺の清掃活動に積極的に参加し、清潔なまちづくりに努めます。 ・不法投棄を防止するための見守り、通報に協力します。 ・騒音など、生活環境に配慮して行動します。
事業者	・市や地区等の各種団体が取り組む環境美化活動に参加、協力します。 ・事業所周辺の清掃活動を行い清潔なまちづくりに努めます。 ・有害化学物質を適正に管理します。 ・各種測定結果を公表します。

指標（施策項目生活環境の保全促進）

項目	単位	令和4年度 実績値	令和8年度 目標値	令和14年度 目標値
不法投棄物総重量	kg	12,833	12,600	12,000
まちなか、公園、川沿い等で、心地よく歩ける場所があると思う市民の割合	%	50.3(R5)	54.3	60.3

5 空き地、空き家等の適正管理

空き地、空き家等の適正管理や有効活用の推進により、良好な生活環境の保全を図ります。

(1) 施策の内容と主な取り組み

具体的施策の展開		
施策の内容	担当課	主な取り組み
空き地、空き家等の適正管理及び有効活用の推進	生活環境課	・空き地の適正な管理を促進します。
	建築住宅課	・空き家等の適正な管理を促進するとともに、空き家等が管理不全な状態になることを未然に防止します。 ・空き家バンク制度により、希望する者の定住を促進します。 ・空き家バンク制度等による空き家解消の取り組みをします。

(2) 市民・事業者に期待される取り組み

対象	主な取り組み
市民	・所有する空き家を適正に管理し、近隣に迷惑が及ばないようにします。 ・適正に管理されていない空き家等を発見したときは、市又は自治会等に情報を提供するよう努めます。 ・空き家バンク制度を活用し、有効利用を図ります。
事業者	・空き社屋等を適正に管理し、近隣に迷惑が及ばないようにします。 ・適正に管理されていない空き家等を発見したときは、市又は自治会等に情報を提供するよう努めます。

【空き地等がもたらす影響】

空き地等がもたらす影響は以下の通りで、国土の荒廃等様々な問題が発生する可能性があります。

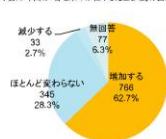
- 空き地が増加することにより、様々な外部不経済が発生。管理が長期間放置された場合、地域の活力低下、国土の荒廃等様々な問題が発生するおそれ。

空き地等がもたらす影響

■ 雑草繁茂など管理水準が低下した空き地が増大

⇒ ゴミ等の不法投棄や害虫の発生など周辺に悪影響

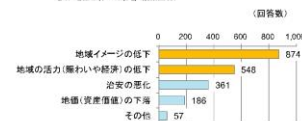
現在と比較した今後10年間の「管理水準が低下した空き地」の割合の変化



■ 地域内に空き地が多く存在

⇒ 地域イメージや地域の活力が低下

地域・地区内に空き地等が多数存在することによる、地域・地区全体への影響(仮数推定)



■ 管理が長期間放置された空き地

⇒ 所有者の所在の把握が難しい土地等の放棄宅地になり、国土の荒廃につながる



出典：国土交通省HP

【空き地等の新たな活用事例】

空き地等の新たな活用事例を示します。このような地道な対策により空き地等の問題は解決されるものと思われます。

北の屋台(北海道帯広市)

- 地元の商工会議所青年部等のメンバーが仕掛け人となり、駐車場として使用されていた土地に水道、電気、ガスや厨房設備を整備し、平成13年から屋台村を展開。
- 屋台形式のまま保健所から飲食店として正式な許可を取得し、魅力的な飲食物を提供。年間3億円超の売上げを記録。



北の屋台風景 (出典) 北の屋台HP

深谷ベース(埼玉県深谷市)

- 区画整理のため先行して取得した土地に、市所有のコンテナを設置。安価で市内外の住民に時間貸し。
- イベントや打合せ用スペースとして活用され、地域の賑わいの拠点になっている。
- 区画整理の進行に合わせ、別の空地に短期間で移設できる。



(出典) 深谷市

わいわい!!コンテナプロジェクト(佐賀県佐賀市)

- 公民で構成される佐賀市街なか再生会議が、街なかの空地や駐車場を借地。
- 中古コンテナを使った図書館等と芝生広場を設置。社会実験を行った平成23年度の8ヶ月間で約1万5千人が来場。
- 社会実験後は地元リーグチームの市内の拠点として活用。



コンテナと芝生 コンテナ内部(カフェと図書館) (出典) 佐賀市

耕作放棄地の有効活用(体験農園)

- 株式会社マイファームは2007年設立の、都市農地の有効活用を行う企業。
- 耕作放棄地・遊休農地・休耕地のオーナーに、貸し農園・体験農園としての有効活用を提案。
- 2016年現在で全国約90カ所の農園が登録されている。



(出典) 株式会社マイファームHP

出典：国土交通省HP

6 美しい景観の保全、形成

都市景観や市内の自然景観を地域固有の財産として将来にわたり保全するための取り組みを推進します。

(1) 施策の内容と主な取り組み

具体的施策の展開		
施策の内容	担当課	主な取り組み
都市景観の保全・形成	都市計画課	・身近な公園や緑地を整備します。 ・「都市計画マスタープラン」に基づく取り組みを推進します。
	生活環境課	・屋外照明の適正使用の啓発をします。
	建築住宅課	・屋外広告物パトロールを実施します。

(2) 市民・事業者に期待される取り組み

市民・事業者の取組	対象	主な取り組み
	市民	・良好な景観づくりに協力します。 ・歴史的なまちなみの保全に協力します。
	事業者	・県条例に基づき、屋外広告物及び屋外照明を適正に設置します。 ・良好な景観づくりに協力します。 ・歴史的なまちなみの保全に協力します。



基本理念4 豊かな自然環境が維持されているまちをつくる

本市には、高ボッチ高原や霧訪山等、豊かな自然に恵まれ、貴重な野生生物が数多く生息していますが、ヒメジョオン等の外来種の増加がみられる等、その保全と対策が求められています。

また、里地里山をはじめとする私たちの身近な自然も、十分な手入れがされないまま荒廃が進んでおり、その保全と対策が求められています。

自然公園については、その特性や状況を踏まえ、関係機関と連携し、その保全方法や活用のあり方について幅広く検討を進めるとともに、貴重種の生態や生息範囲の調査を行い、その生息・生育環境の確保に努める必要があります。

また、外来生物の駆除や有害鳥獣対策を進め、生物の生息空間として、重要な河川、湖沼、山林等多様な空間の環境保全に取り組む必要があります。

【基本理念4の目指す姿】

地域の自然環境や生態系の保全

- 地域に多種多様な生き物や生態系が存在する生物多様性の必要性が市民に理解されています。
- 里地里山や自然公園の環境が保全されています。

施策の方向性 多様な生態系をまもります

本市の現状と課題

本市の有する豊かな里地里山は、多様な動植物をはぐくむとともに、快適でうるおいのある生活環境の創出に寄与しています。しかし、近年、生活様式の変化による里地里山の荒廃が問題となっています。

また、日本固有の生態系に悪影響を及ぼすことが懸念されるアレチウリ、オオキンケイギクなどの特定外来生物等による攪乱等の問題が顕在化しています。この問題の市民認知度は向上しているものの、積極的な駆除は限定的になっているのが現状です。

自然公園である高ボッチ高原では、草地の森林化やヒメジョオン等外来植物の繁殖、動植物の採取による高原由来の自然環境の悪化が懸念されています。

自然環境は一度壊されると修復が非常に困難であることから、継続的な分布調査や、生態を理解して駆除する方法を検討するだけでなく、レッドデータブックの活用やパトロールの調査結果等をもとに、里地里山、自然公園の環境保全を推進する必要があります。

取り組みの方針

■里地里山等、身近な自然環境の保全

雑木林、農地、湧水等が一体となって多様な動植物が生息・生育する身近な自然環境を維持するために、適切な管理により里地里山の保全を図ります。

■外来生物対策

アレチウリ、オオキンケイギク等の特定外来生物をはじめ、市内で問題になっている外来種の分布の把握と駆除の実施を継続します。

■自然公園の保全

高ボッチ高原で増えているヒメジョオン等の外来生物の駆除をボランティア活動等により推進するとともに、自然環境調査結果やレッドデータブックを活用した動植物の保全対策を推進します。

具体的施策の展開

7 身近な自然環境の保全

里地里山等、身近な自然環境の保全を行い、自然とのふれあいの推進を図るとともに、人と自然の共生に向けた取り組みを推進します。

(1) 施策の内容と主な取り組み

具体的施策の展開		
施策の内容	担当課	主な取り組み
身近な自然環境の調査及び保全対策の実施	生活環境課	・レッドデータブックの改定、また、生物多様性戦略の策定に向け、自然環境の現況を調査し、実態を把握します。
外来生物対策の推進	生活環境課	・アレチウリ、オオキンケイギク等、特定外来生物の注意喚起や市民や各種団体との協働による駆除を実施します。
里地里山環境の保全	生活環境課・耕地林務課	・里地里山の保全を促進します。 ・里山保全地域の整備を支援します。 ・人と野生鳥獣の棲み分けをし、共生を可能とする地域づくりに取り組むため、地区住民や各種団体等と連携し、緩衝帯を設ける等、生息環境の整備を推進します。
	生活環境課	・「第二次生物多様性ながの県戦略」に基づく広域的な生物多様性の推進をします。 ・市民や各種団体との協働による特定外来生物の駆除を推進します。

(2) 市民・事業者に期待される取り組み

対象	主な取り組み
市民	・ 地区住民や各種団体が取り組む活動に参加、協力します。 ・ 里地里山の自然環境を保全します。
事業者	・ 地区住民や各種団体が取り組む活動に参加、協力します。 ・ 各種法令等を遵守し、周辺の自然環境に配慮した事業活動を行います。

指標（施策項目身近な自然環境の保全）

項目	単位	令和4年度 実績値	令和8年度 目標値	令和14年度 目標値
外来生物等駆除活動参加人数	人	50	200	300

【知っていますか？外来生物の増加】

本来は生息していなかった場所へ、人の活動によってやってきた生物のことを外来生物といいます。外来生物の中には、その場所の元の環境に大きな影響を与える生物がいて、その中で特に注意が必要なものは特定外来生物と呼ばれています。

塩尻市にも外来生物や特定外来生物が増えて、困っている場所があります。



出典：しおじりの環境ワークブック

8 自然公園等の保全

自然公園の貴重な生態系を保護していくために、高ボッチ高原を中心に生物多様性の保全を推進します。

(1) 施策の内容と主な取り組み

具体的施策の展開		
施策の内容	担当課	主な取り組み
自然公園内の自然環境の保全	生活環境課	・高ボッチ高原等における自然環境保全活動を推進します。 ・高ボッチ高原の保全対策を図ります。
	生活環境課・観光プロモーション課	・高ボッチ高原の環境保全のための利用等に関する方針（ガイドライン）を周知します。

(2) 市民・事業者に期待される取り組み

対象	主な取り組み
市民	・市や地区等の各種団体が行う生物多様性の保全活動に参加します。 ・外来生物の駆除に努めます。 ・高ボッチ高原の環境保全のための利用等に関する方針（ガイドライン）に沿った高ボッチ高原の利用に努めます。
事業者	・市や地区等の各種団体が行う生物多様性の保全活動に参加します。

指標（施策項目自然公園等の保全）

項目	単位	令和4年度 実績値	令和8年度 目標値	令和14年度 目標値
高ボッチ高原自然環境保全活動 参加人数	人	134	150	180

第3章 計画の実現に向けた体制づくり

第1節 推進体制

図3.1に計画の推進体制を示します。本計画は市・市民・事業者それぞれの役割を果たすとともに、互いに連携することによって推進します。

市は、関係各課の長もしくは実務担当者と全庁一丸となって計画に取り組むとともに、市民や事業者との連携、国や県、関係機関等との連携を図ることとします。

市民や事業者に対しては、市が推進する環境保全対策への協力や活動等への参加を促すとともに、国や県、関係機関等による広域的視点からの取組に努めることとします。

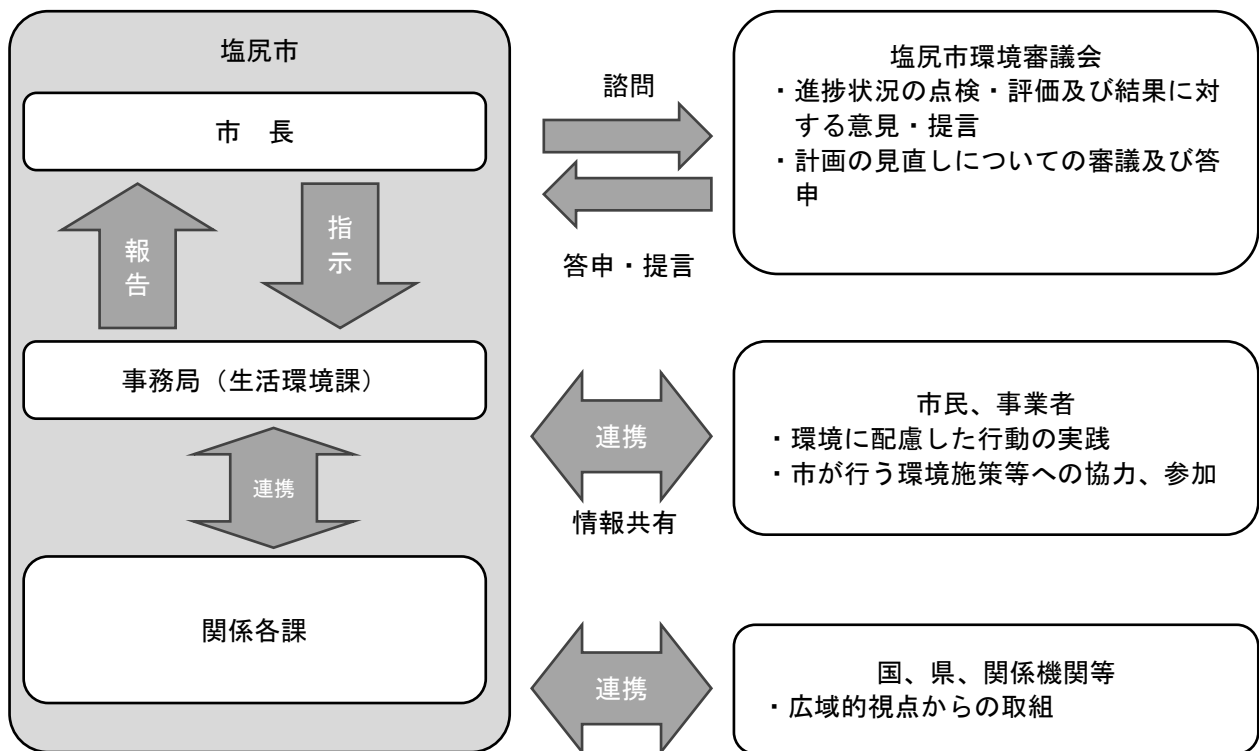


図3.1 計画の推進体制

第2節 進行管理

図3.2にPDCAサイクルを示します。本計画の進行管理は、Plan（計画の策定）、Do（施策の実施）、Check（評価）、Act（見直し）のPDCAサイクルにより、継続的に計画の点検、評価、見直しを行います。

（1）計画の策定（Plan）

環境基本計画等の施策において、市民・事業者の参加や、協働を図りながら、関係部局が、「共通理念 環境を守る心を育む」の実現のために優先的に推進するように努めます。

（2）施策の実施（Do）

環境基本計画等の施策の進捗状況などは、関係部局を通じて事務局にて集約します。継続的な改善を図るために適宜施策の見直しを図ります。

（3）評価（Check）

「施策の実行」の結果を踏まえて、個別施策の評価を行い塩尻市環境審議会に報告します。評価結果は市民、事業者などにも広く情報提供を行います。

（4）見直し（Act）

概ね10年ごと、または、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合に見直しを行います。

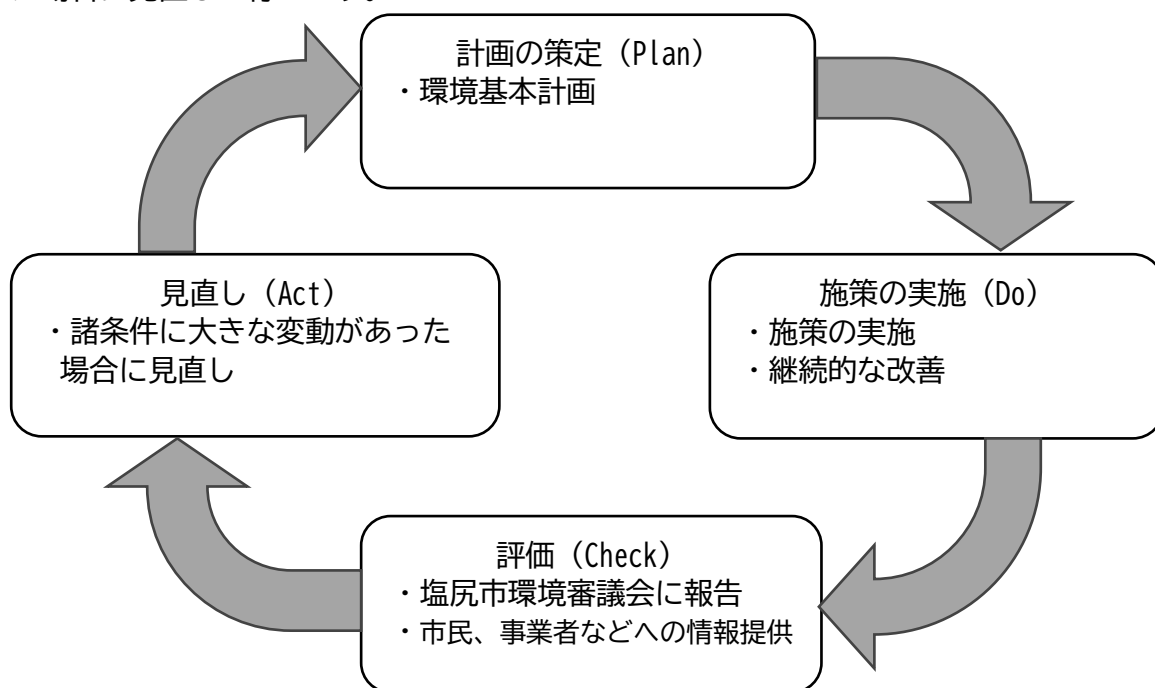


図3.2 PDCAサイクル

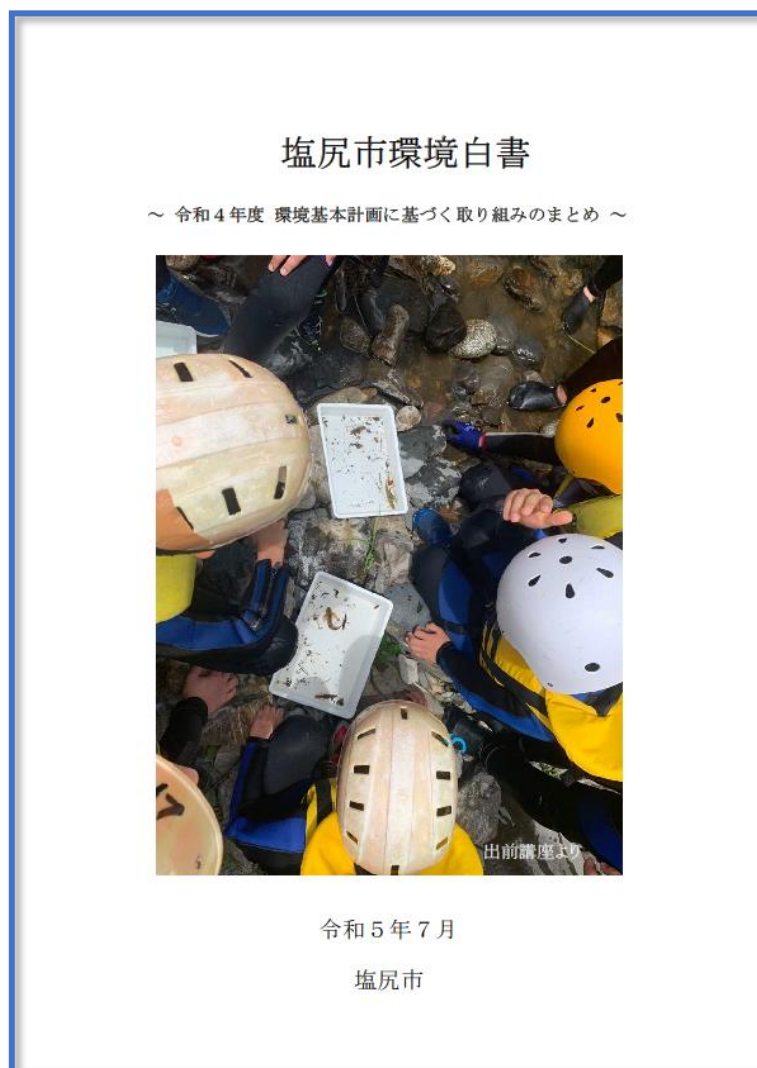
第3節 施策の実施状況の公表と評価

(1) 公表

本計画の実施状況について、年次報告書である「塩尻市環境白書」を作成し、公表します。

(2) 報告と評価

「塩尻市環境白書」を「塩尻市環境審議会」に報告し、評価を受けます。



年次報告書「塩尻市環境白書」

第4章 環境への配慮行動

第1節 市民が行う環境への配慮行動について

ここまでに記載した内容を含みますが、以下の行動を通じて、市民一人一人が環境に優しい生活を心掛けることで、地球環境の保全に寄与できます。

1 エネルギーの節約・効率化

1 省エネ家電の利用

- ☐ エネルギー消費の少ない家電製品を選ぶ。
- ☐ エコマークやエネルギー消費効率ラベルを確認する。

2 LED照明の利用

- ☐ 省エネ効果の高いLED電球を使用する。
- ☐ 長寿命であり、頻繁に交換の必要がない。

3 エアコンの温度設定

- ☐ 適切な温度設定を心掛ける。
- ☐ エアコンのフィルター掃除を定期的に行う。

2 リサイクル

1 分別収集

- ☐ ゴミを正しく分別し、リサイクルに協力する。
- ☐ 地域の分別ルールを確認し、遵守する。

2 リユース

- ☐ 使用済みの物品を再利用する。
- ☐ 古着や中古品を購入し、物の寿命を延ばす。

3 リサイクル製品の利用

- ☐ リサイクルされた製品を購入する。
- ☐ リサイクル製品の品質や安全性を確認する。

3 エコライフ

1 エコバッグの利用

- ☐ レジ袋の代わりにエコバッグを使用する。
- ☐ エコバッグを常に持ち歩き、忘れずに利用する。

2 自転車・公共交通機関の利用

- ☐ 自動車の使用を減らし、公共交通機関や自転車を利用する。
- ☐ 歩くこともエコフレンドリーな移動手段であり、健康にも良い。

3 地産地消

- ☐ 地元で生産された食品を購入する。
- ☐ 地元産品の購入により、地域経済も支援される。

4 水の節約

1 節水

- ☐ 水道水の無駄遣いを避け、節水を心掛ける。
- ☐ シャワーの時間を短縮し、水を流しっぱなしにしない。
- ☐ 洗濯機の水位設定を適切にする。

2 雨水の利用

- ☐ 雨水を集めて植物の水やりに利用する。
- ☐ 雨水タンクやバケツを利用して雨水を貯める。

5 自然保護

1 植樹活動

- ☐ 植樹を行い、森林を守る。
- ☐ 地元の植樹イベントに参加する。

2 野生動植物の保護

- ☐ 絶滅危惧種の保護活動に参加する。
- ☐ 野生動植物の生息地を守り、生態系のバランスを保つ。
- ☐ 野生動植物の観察を通じて、自然に対する理解を深める。

6 環境教育

1 環境教育の受講

- ☐ 環境に関する知識を深めるための教育を受ける。
- ☐ 環境教育を通じて、持続可能な生活の重要性を学ぶ。
- ☐ 子供たちに環境教育を施し、次世代に環境意識を育む。

2 環境啓発活動

- ☐ 環境保護の意識を高めるための活動に参加する。
- ☐ 啓発活動を通じて、地域社会の環境意識の向上を図る。
- ☐ SNS やブログで環境保護の情報を発信する。

第2節 事業者が行う環境への配慮行動について

ここまでに記載した内容を含みますが、以下の取り組みを通じて、事業者は環境問題の解決に貢献し、持続可能な社会の実現に向けて努力することが期待されます。

1 エネルギーの節約・効率化

1 省エネ設備の導入

- ☐ エネルギー効率の良い設備や機器を導入し、エネルギー消費を削減する。
- ☐ エネルギーの使用状況をモニタリングし、最適化を図る。
- ☐ 従業員へのエネルギー節約の教育と意識向上を図る。

2 再生可能エネルギーの利用

- ☐ 太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーを利用する。
- ☐ エネルギー供給の安定性とコスト削減を考慮し、適切なエネルギーミックスを構築する。
- ☐ 再生可能エネルギーの導入により、企業イメージの向上を図る。

3 エネルギーマネジメントシステムの導入

- ☐ エネルギーの使用状況を管理し、無駄なエネルギー消費を削減する。
- ☐ エネルギー効率の向上を目指し、定期的な改善活動を行う。
- ☐ エネルギー使用量の透明性を確保し、ステークホルダーへの報告を行う。

2 廃棄物の削減・リサイクル

1 ゼロウェイストの推進

- ☐ 廃棄物の削減を目指し、リサイクルや再利用を推進する。
- ☐ 従業員に対してゼロウェイストの意識を高める教育を行う。
- ☐ サプライチェーン全体での廃棄物削減を目指し、パートナー企業との協力を強化する。

2 エコパッケージの導入

- ☐ 環境に優しい包装材を使用し、プラスチック廃棄物を削減する。
- ☐ 消費者へのエコパッケージのメリットの啓発を行う。
- ☐ 包装材のリサイクルシステムの構築と普及を図る。

3 リサイクルシステムの構築

- ☐ 使用済み製品の回収とリサイクルを行うシステムを構築する。
- ☐ リサイクル率の向上を目指し、新たなリサイクル技術の開発と導入を行う。
- ☐ リサイクル製品の品質向上と市場拡大を図る。

3 環境保全活動

1 CSR活動の推進

- ☐ 企業の社会的責任を果たすため、環境保全活動や社会貢献活動を行う。
- ☐ ステークホルダーとのコミュニケーションを強化し、CSR 活動の方向性を共有する。
- ☐ CSR 活動の成果を定期的に評価し、改善を図る。

2 生物多様性の保全

- ☐ 事業活動による生態系への影響を最小限に抑え、生物多様性の保全に努める。
- ☐ 生態系サービスの価値を理解し、ビジネスモデルに組み込む。
- ☐ 地域社会と協力し、生物多様性保全プロジェクトを推進する。

3 環境教育の提供

- ☐ 従業員や地域社会に対して環境教育を提供し、環境意識の向上を図る。
- ☐ 環境教育プログラムを開発し、多様な学習機会を提供する。
- ☐ 環境教育の成果を評価し、プログラムの改善を行う。

4 サプライチェーンの環境管理

1 グリーン調達

- ☐ サプライチェーン全体での環境配慮を図るため、環境に優しい製品やサービスを優先的に調達する。
- ☐ グリーン調達の基準を設定し、サプライヤーに遵守を求める。
- ☐ グリーン調達の実施状況をモニタリングし、改善を図る。

2 サプライヤーへの環境要求

- ☐ サプライヤーに対して環境保全の取り組みを要求し、共に環境問題の解決を目指す。
- ☐ サプライヤーの環境パフォーマンスを評価し、フィードバックを提供する。
- ☐ サプライヤーとの協力関係を強化し、環境保全活動の共同推進を図る。

3 ライフサイクルアセスメント（LCA）の実施

- ☐ 製品のライフサイクル全体での環境影響を評価し、環境負荷の削減を図る。
- ☐ LCA の結果を基に、製品設計の改善を行う。
- ☐ LCA の結果を公開し、ステークホルダーとの対話を深める。

5 持続可能な経営

1 持続可能な経営方針の策定

- ☐ 環境、社会、ガバナンス（ESG）を考慮した持続可能な経営方針を策定する。
- ☐ 持続可能な経営を組織文化とし、全従業員の意識と行動の変革を図る。
- ☐ 持続可能な経営の実践を通じて、企業価値の向上を目指す。

2 環境リスク管理

- ☐ 事業活動における環境リスクを評価し、適切に管理する。
- ☐ 環境リスクに対する対策を策定し、実施する。
- ☐ 環境リスクの管理状況を定期的に見直し、改善を図る。

3 環境報告書の公表

- ☐ 企業の環境保全活動や環境パフォーマンスについての情報を公開する。
- ☐ 環境報告書の作成を通じて、企業の環境保全活動の進捗と成果を評価する。
- ☐ ステークホルダーからのフィードバックを受け、環境報告書の内容の改善を図る。

第5章 資料

塩尻市環境審議会名簿

氏 名	所属等	備 考
小山 泰弘	長野県林業総合センター	会 長
安藤 哲也	塩尻市衛生協議会連合会	副会長
酒井 潤一	理学博士	
酒井 孝	工学博士	
塚原 克彦	地球温暖化防止活動推進員	
清澤 由幸	塩尻商工会議所	
原 明彦	塩尻青年会議所	
武居 智	区長会	
塩澤 美恵子	塩尻市ボランティア連絡協議会	
重 千富	消費生活アドバイザー	
大川 恒子	塩尻市自然保護ボランティア	
林 修一	中信葡萄加工事業協同組合	
山田 勇	自然体験活動団体	
岩崎 美奈子	公募	



編集・発行 塩尻市

〒399-0786

長野県塩尻市大門七番町3-3

市民生活事業部生活環境課

電話(0263)52-0280

発行年月 令和6年4月